令和５年度

会計検査院
情報公開・個人情報保護審査会
年報

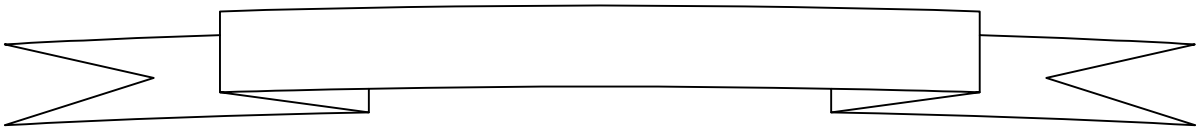

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

目　　次

頁

Ⅰ　組織の概要

１　設置と役割　１

２　委員について　２

３　調査権限及び審議の流れ　３

４　情報の提供について　６

Ⅱ　令和５年度の運営状況

１　審査会の開催実績　７

２　諮問事件の状況　９

３　答　申　１０

・令和４年（情）諮問第１号〔答申（情）第７２号〕　１２

・令和４年（情）諮問第５号〔答申（情）第７３号〕　３９

・令和４年（情）諮問第６号〔答申（情）第７４号〕　５１

・令和４年（情）諮問第３号〔答申（情）第７５号〕　６３

・令和４年（情）諮問第４号〔答申（情）第７６号〕　６３

・令和４年（個）諮問第１号〔答申（個）第１０号〕　８０

Ⅲ　資料編

１　会計検査院における開示請求等の受付、開示決定等の状況　８８

２　審査請求、裁決及び訴訟の状況　９６

３　委員の推移　１０２

注１：８８頁及び８９頁、表１の開示請求等の受付等の件数〈情報公開関係〉及び〈個人情報保護関係〉のうち、令和５年度の件数を訂正しました。（令和７年７月１１日）

注２：９０頁及び９１頁、表２の開示請求等の処理状況〈情報公開関係〉及び〈個人情報保護関係〉のうち、令和５年度の件数を訂正しました。（令和７年７月１１日）

Ⅰ　組織の概要

１　設置と役割

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」と略称します。）は、次の①又は②について、行政不服審査法に基づき会計検査院長に審査請求がなされた場合に、会計検査院長からの諮問に応じその審査請求について調査審議するため、会計検査院に設置されています（会計検査院法第１９条の２第１項）。

① 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「行政機関情報公開法」と略称します。）に基づいて会計検査院長(*)が行った行政文書の開示決定等又は行政文書の開示請求に係る不作為

② 個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」と略称します。）に基づいて会計検査院長(*)が行った保有個人情報の開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は保有個人情報の開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為

審査会は、会計検査院法第１９条の４の規定により準用される情報公開・個人情報保護審査会設置法（以下「準用審査会設置法」と略称します。）等に定められた権限に基づき、審議に必要な事実関係について調査し、これを基に審議を行った結果を会計検査院長に答申することとなっています。そして、会計検査院長は、この審査会の答申を踏まえて、審査請求についての裁決をしなければなりません。

このように、審査会は、開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する審査請求の審査に当たって、第三者的な立場からの判断を加えることにより、客観的で合理的な解決が図られることを期待されています。

なお、一般の行政機関等については、総務省に情報公開・個人情報保護審査会が設置されていますが、会計検査院は内閣に対し独立の地位を有することから、同審査会とは別に会計検査院に審査会が設置されているものです。

(*) 会計検査院では、開示決定等、訂正決定等及び利用停止等に関する会計検査院長の権限を事務総長に委任しており、当該決定は事務総長が行っています。

なお、審査会は、平成１３年４月に発足した際は会計検査院情報公開審査会として設置されていましたが、１７年４月１日の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和４年４月１日廃止）（以下「行政機関個人情報保護法」と略称します。」）等の施行に伴い、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に改組されています。

２　委員について

（１）任　命

審査会の委員は３人で、全員が非常勤となっています。委員は、衆参両議院の同意を得て、会計検査院長が任命します。

（会計検査院法第１９条の２第２項、第３項、第１９条の３第１項）

（２）任　期

委員の任期は３年で、再任されることができます。

（会計検査院法第１９条の３第４項、第５項）

（３）義　務

委員には、次のような義務があります。

①　職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。

②　在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

（会計検査院法第１９条の３第８項、第９項）

（４）第８期審査会委員（令和４年４月１日～令和７年３月３１日）

会　長	杉　山　治　樹	公証人
会長代理	堀　江　正　之	日本大学商学部教授
委　員	飯　島　淳　子	東北大学大学院法学研究科教授

（注）１　会長の互選及び会長代理の指名：令和４年４月１１日

２　各委員の本務は、任命時のものである。

３　調査権限及び審議の流れ

（１）審査会の調査権限

①　インカメラ審理

原処分庁（会計検査院長から委任を受けた事務総長）が行った開示・不開示、訂正・不訂正等の判断が適法、妥当かどうか、部分開示等の範囲が適切かなどについて審査会が迅速かつ適切に判断できるようにするためには、審査会の委員が当該決定等に係る行政文書又は保有個人情報を実際に見分することが極めて有効です。

このため、審査会が必要と認めるときには、当該決定等に係る行政文書等について提示を求めて見分すること（インカメラ審理）ができるとされており、諮問庁（会計検査院長）は、審査会からこの提示の求めがあったときはこれを拒んではならないとされています。なお、この権限は、審査会が行政文書等の開示等の可否を適切に判断できるようにすることを目的とするものであり、委員以外の者が、審査会に提示された当該行政文書等を閲覧することは不適当ですので、何人も審査会に対して当該行政文書等の開示を求めることはできないとされています（準用審査会設置法第９条第１項及び第２項）。

審査会は、この権限を活用して、実際に委員が行政文書等を見分するなどして調査審議を行っています。

②　ヴォーン・インデックスの作成・提出の請求

審査会の審議に際し、行政文書等に含まれる情報の量が多く、複数の不開示情報の規定が複雑に関係するような審査請求事件については、不開示等とされた行政文書又は保有個人情報と不開示等の理由とを一定の方式で分類・整理した書類（一般に「ヴォーン・インデックス」と呼ばれています。）を諮問庁に作成させ、その説明を聴くことが、審査請求事件の概要と争点を明確にし、不開示（特に部分的な不開示）等とすることの適否を迅速かつ適正に判断する上で有効かつ適切であると考えられます。

このため、審査会は、諮問庁に対しヴォーン・インデックスの作成・提出を求めることができるとされています（準用審査会設置法第９条第３項）。

③　その他の調査権限

審査会は、審査請求人、参加人（審査請求に参加することを認められた利害関係人）又は諮問庁（以下、これらを合わせて「審査請求人等」という。）に対し、意見書や資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ

たり鑑定を求めたりすること、その他必要な調査を行うことができるとされています（準用審査会設置法第９条第４項）。

審査会は、調査審議を行うに当たって審査請求人等に対し意見書等の提出・説明を求めたり、調査審議の進捗に応じ、説明の不足する点について追加意見書等の提出や再度の説明を求めたりするなど、この条項に基づいた調査を的確に行って、必要な情報を十分に入手できるよう留意しています。

（２）審査請求人等の権利の保護

① 口頭意見陳述の申立て

審査請求人等は、審査会に対し口頭で意見を述べる機会を与えるよう求めることができ、審査会は、必要がないと認めるとき以外はその機会を与えなければならないとされています（準用審査会設置法第１０条）。

② 意見書等の提出・写しの送付等

審査請求人等は、審査会に対して意見書又は資料を提出することができます。ただし、審査会が意見書等を提出すべき相当の期間を定めたときはその期間内に提出しなければなりません（準用審査会設置法第１１条）。

審査請求人等から、意見書等の提出が行われた場合、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるとき以外は、当該意見書等の写しを他の審査請求人等に送付するものとするとされています（準用審査会設置法第１３条第１項）。また、審査請求人等は、審査会に対し、他の審査請求人等が提出した意見書等の閲覧を求めることができ、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、これを拒むことができないとされています（準用審査会設置法第１３条第２項）。これらは、審査請求の当事者が相手方の主張を知って反論を尽くすことができるようにすることを目的としているものです。

なお、意見書等の写しの送付をしたり、閲覧をさせたりする場合、審査会は、必要がないと認めるとき以外は、当該送付又は閲覧に係る意見書等を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならないとされています（準用審査会設置法第１３条第３項）。

（３）指名委員による調査

インカメラ審理、口頭意見陳述の聴取等は、審査会により指名された委員によって行うことも可能とされています（準用審査会設置法第１２条）。この規定により、

遠方に居住する審査請求人や参加人の意見を聴取するため、一部の委員が実際に現地に赴いて口頭意見陳述の機会を設け、聴取した内容を審査会に報告して委員全員で審議するなどということもできることになっています。

（４）基本的な調査審議の流れ

審査会に対して諮問が行われると、審査会は、前記のようなインカメラ審理等の調査権限に基づいて行う調査や審査請求人等からの意見書等の提出・説明等により、諮問事件の論点を抽出し、更に慎重な審議を行って答申を決定します。

これらの調査審議の手続の基本的な流れは、下の図のようになりますが、実際の諮問事件に即した調査審議の手続は、事件の内容により異なります。

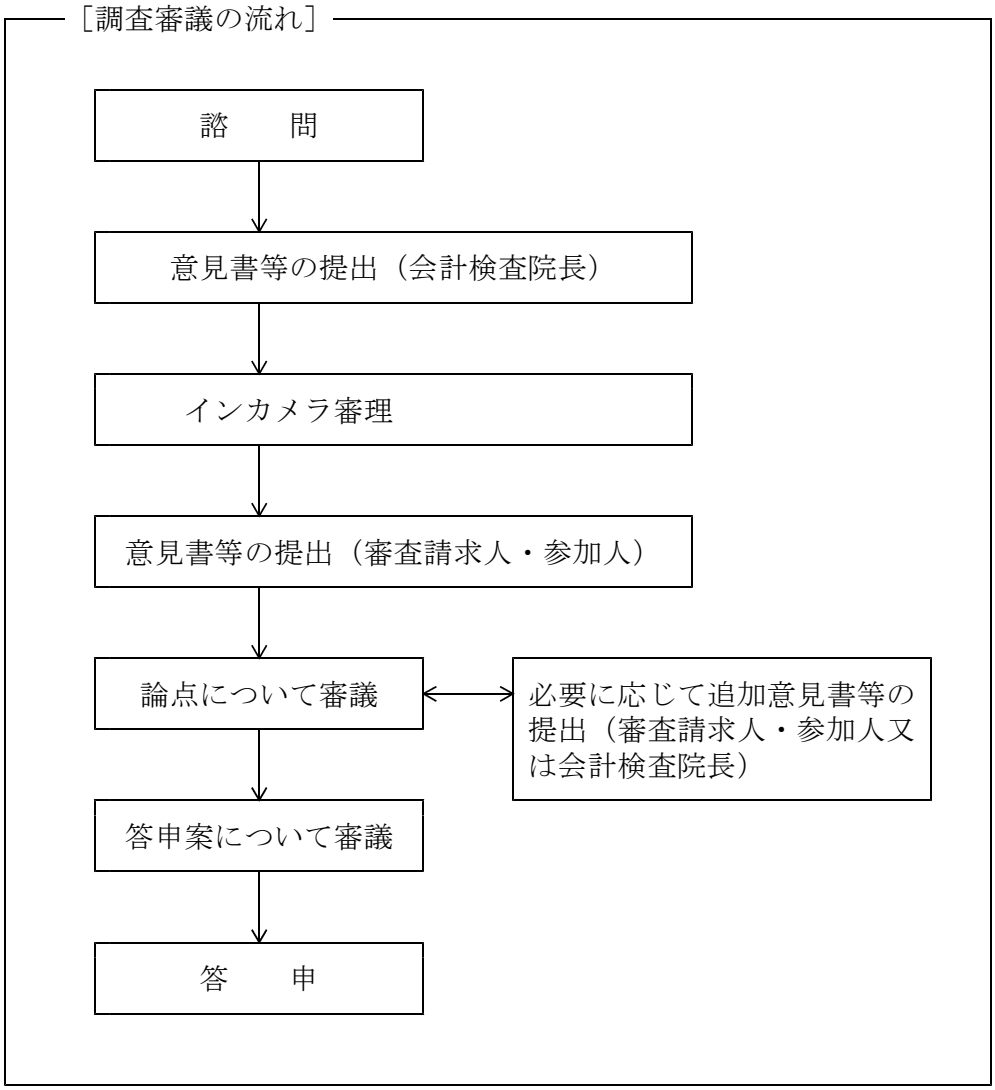

４　情報の提供について

審査会は、会議の開催記録及び答申の内容を逐次公表しています。また、諮問の処理状況等の統計資料については当年報において公表することとしています。

これら審査会が行う情報提供の内容等は、下表のとおりとなっています。

	公　表　内　容	公表時期	公　表　方　法
開催記録	会議の開催日時、場所、出席委員、議事の項目、その他必要な事項	審査会開催後	会計検査院のウェブサイト(※)に掲載
答　　申	準用審査会設置法第１６条の規定により公表することとされている答申の内容	答申後	会計検査院の情報公開・個人情報保護窓口への備置き及び会計検査院のウェブサイト(※)に掲載
年　　報	会議の開催実績、諮問の処理状況、年度内に行われた答申の内容等の活動状況	毎年度	関係者への配布、会計検査院の情報公開・個人情報保護窓口への備置き及び会計検査院のウェブサイト(※)に掲載

(※) 会計検査院のウェブサイトのＵＲＬは次のとおりです。

https://www.jbaudit.go.jp/

Ⅱ　令和５年度の運営状況

１　審査会の開催実績

令和５年度の開催回数は７回で、開催日、主な議事内容等については表１のとおりです。

なお、審査会の開催記録は会計検査院のウェブサイトにも掲載されています。

表１　審査会の開催実績

	開催日	主な議事内容
第180回	令和5年 4月21日	１　令和４年（情）諮問第３号外１件〔令和２年度決算検査報告（労災診療費に関するもの）に伴い厚生労働省が発出した特定の通知に記載されている指摘事項について、診療項目別の件数・金額が分かる文書の一部開示決定に関する件外１件〕 … 審議 ２　令和４年（個）諮問第１号〔特定日に会計検査院に提出された陳情書及び行政文書開示請求書に対する同院の処理過程が記録されている文書に記載された保有個人情報の不開示決定（不存在）に関する件〕 … 諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房法規課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議 ３　令和４年（情）諮問第１号〔昭和６３年度決算検査報告に掲記された農林水産業地域改善対策事業の検査結果に係る検査報告事項の提案審議に関する文書の一部開示決定に関する件〕 … 審議 ４　令和４年（情）諮問第２号〔令和２年度決算検査報告に掲記された布製マスク配布事業の検査結果に係る各関係機関とのやり取りに関する全ての文書の一部開示決定に関する件〕 … 審議
第181回	6月30日	１　令和４年（情）諮問第５号〔特定の刑務所に対する過去１０年以内の食糧費等についての会計実地検査の結果に係る文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件〕 … 諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房法規課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議 ２　令和４年（情）諮問第３号外１件 … 審査請求人からの口頭意見陳述の聴取及び審議 ３　令和４年（情）諮問第２号 … 審議

	開催日	主な議事内容
第182回	7月21日	1　令和４年度会計検査院情報公開・個人情報保護審査会年報の議決 2　令和４年（情）諮問第６号〔「はじめての防衛白書」の発刊についての会計検査院の検査に係る資料等の不開示決定（不存在）に関する件〕 … 諮問庁の職員（会計検査院第２局防衛検査第１課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議 3　令和４年（個）諮問第１号 … 審議 4　令和４年（情）諮問第５号 … 審議 5　令和４年（情）諮問第２号 … 審議
第183回	9月20日	1　令和４年（情）諮問第５号 … 審議 2　令和４年（情）諮問第６号 … 審議 3　令和４年（個）諮問第１号 … 審議 4　令和４年（情）諮問第３号外１件 … 審議 5　令和４年（情）諮問第２号 … 審議
第184回	11月16日	1　令和４年（情）諮問第５号 … 審議 2　令和４年（情）諮問第６号 … 審議 3　令和４年（個）諮問第１号 … 審議 4　令和４年（情）諮問第３号外１件 … 審議
第185回	令和6年 1月25日	1　令和５年（情）諮問第１号〔平成２９年度から令和４年度までに交付された政党交付金に関する検査を行った結果が記録された文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件〕 … 諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房法規課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議 2　令和４年（個）諮問第１号 … 審議 3　令和４年（情）諮問第３号外１件 … 審議 4　令和４年（情）諮問第２号 … 審議 5　令和４年度決算検査報告の概要について説明
第186回	3月25日	1　令和５年（情）諮問第１号 … 審議 2　令和４年（情）諮問第２号 … 審議

２　諮問事件の状況

令和５年度においては、情報公開関係１件、個人情報保護関係１件が審査会に諮問されました。前年度以前に諮問され処理が持ち越された情報公開関係６件、個人情報保護関係１件と合わせた情報公開関係７件、個人情報保護関係２件の諮問事件の同年度末現在の処理状況は、表２のとおりとなっています。

表２　諮問事件の処理状況

〈情報公開関係〉　（単位：件）

諮問件数	５年度における答申件数	答申区分			５年度における取下げ件数	５年度末現在の処理中の件数
		諮問庁の判断は妥当でない	諮問庁の判断は一部妥当でない	諮問庁の判断は妥当		
7	5	0	1	4	0	2

（注）諮問件数には、前年度からの持ち越し６件を含む。

〈個人情報保護関係〉　（単位：件）

諮問件数	５年度における答申件数	答申区分			５年度における取下げ件数	５年度末現在の処理中の件数
		諮問庁の判断は妥当でない	諮問庁の判断は一部妥当でない	諮問庁の判断は妥当		
2	1	0	0	1	0	1

（注）諮問件数には、前年度からの持ち越し１件を含む。

３　答 申

審査会における調査審議の結果得られた結論は、答申として決定し、答申書を会計検査院長に交付します。また、審査請求人及び参加人に対して答申書の写しを送付するとともに、一般に対しては答申の内容（答申から個人情報等を除いたもの）を公表しています（準用審査会設置法第１６条）。

会計検査院長は、審査会の答申を踏まえ、審査請求に対する裁決を行います。会計検査院長が裁決を行うに当たっては、法令上、答申を尊重すべき義務が特に規定されているわけではありませんが、審査会が設けられた趣旨に鑑み、当然これを尊重すべきであり、これに従わない場合には、答申に示された理由を上回る説得力をもった理由を対外的に明らかにすることが実際上必要になると考えられます。

審査会は、令和５年度に、表３のとおり、情報公開関係５件、個人情報保護関係１件の答申を行いました。

各答申の内容は１２頁以降のとおりとなっています。（各答申の掲載頁は表３参照）

表３　答申の状況等

〈情報公開関係〉

諮問番号	答申番号	諮問日 答申日	事　件　名	答申区分	掲載頁	（参考）裁決の状況	
						裁決日	裁決
令和4年（情）諮問第1号	答申（情）第72号	令和 4. 1.25 5. 4.24	昭和６３年度決算検査報告に掲記された農林水産業地域改善対策事業の検査結果に係る検査報告事項の提案審議に関する文書の一部開示決定に関する件	諮問庁の判断は一部妥当でない	12	令和 5. 6. 7	申立て一部認容（答申と同様）
令和4年（情）諮問第5号	答申（情）第73号	4.10.11 5.11.17	特定の刑務所に対する過去１０年以内の食糧費等についての会計実地検査の結果に係る文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件	諮問庁の判断は妥当	39	5.12.12	申立て棄却（答申と同様）
令和4年（情）諮問第6号	答申（情）第74号	4.10.27 5.11.17	「はじめての防衛白書」の発刊についての会計検査院の検査に係る資料等の不開示決定（不存在）に関する件	諮問庁の判断は妥当	51	5.12.12	申立て棄却（答申と同様）

諮問番号	答申番号	諮問日 答申日	事件名	答申区分	掲載頁	（参考）裁決の状況	
						裁決日	裁決
令和4年（情）諮問第3号	答申（情）第75号	令和 4. 7.21 6. 1.26	令和２年度決算検査報告（労災診療費に関するもの）に伴い厚生労働省が発出した特定の通知に記載されている指摘事項について、診療項目別の件数・金額が分かる文書の一部開示決定に関する件	諮問庁の判断は妥当	63	令和 6. 3. 5	申立て棄却（答申と同様）
令和4年（情）諮問第4号	答申（情）第76号	4. 7.21 6. 1.26	令和３年に実施された会計実地検査において、特定の検査項目に関し厚生労働省が回答した文書の不開示決定に関する件	諮問庁の判断は妥当	63	6. 3. 5	申立て棄却（答申と同様）

〈個人情報保護関係〉

諮問番号	答申番号	諮問日 答申日	事件名	答申区分	掲載頁	（参考）裁決の状況	
						裁決日	裁決
令和4年（個）諮問第1号	答申（個）第10号	4.10.11 6. 1.26	特定日に会計検査院に提出された陳情書及び行政文書開示請求書に対する同院の処理過程が記録されている文書に記載された保有個人情報の不開示決定（不存在）に関する件	諮問庁の判断は妥当	80	6. 3. 5	申立て棄却（答申と同様）

諮問番号：令和４年（情）諮問第１号
事 件 名：昭和６３年度決算検査報告に掲記された農林水産業地域改善対策事業の検査結果に係る検査報告事項の提案審議に関する文書の一部開示決定に関する件
諮 問 日：令和　４年　１月２５日
答申番号：答申（情）第７２号
答 申 日：令和　５年　４月２４日

答申書

第１　審査会の結論

「昭和６３年度決算結果報告での農林水産省が貴院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項のうち、『農林水産業地域改善対策事業において事業の目的が達成されるように実施体制を改善させたもの』とホームページ上に挙げられた検査報告のにかかる詳細な報告書および部局から提出された資料」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、本件開示請求に係る対象文書として下記の①及び②の文書（以下「本件対象文書」という。）を特定したことは妥当である。

また、本件対象文書につき、それぞれその一部を不開示とした決定については、審査請求人が不開示とすることに異議はないとしている部分を除く部分のうち、①の文書について、別表の２欄に掲げる部分を開示すべきであるが、その余の部分を不開示としたことは妥当である。

①　検査報告事項案説明資料（以下「文書１」という。）
②　同説明資料・別冊（照会、回答）（以下「文書２」という。）

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号。以下「情報公開法」という。）第３条の規定に基づく本件開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が令和３年１１月１８日付け３０普第３２０号により行った一部開示決定について、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示とした決定の取消しを求めるというものである。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書等の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

文書１及び文書２については、会計検査院のホームページにて昭和６３年度決算検査報告の中で、「農林水産業地域改善対策事業において事業の目的が達成されるように実施体制を改善させたもの」と題する検査報告事項（以下「本件検査報告事項」という。）が挙げられており、本件検査報告事項につき検査内容の開示請求を行ったものであるが、情報公開法第５条第５号、第６号（イ及び柱書き）を根拠に、検査過程又は審理・判断過程における検査の結果等に関する情報の取扱いとして、不開示情報該当性を主張されている。これらは、過程の情報や受検庁の提供した情報、携わった職員等の情報についての不開示の説明であり、当然会計検査院の職務遂行上、密行性又は秘密性が保たれていなくてはならないのは明白であり、不開示とすることに異議はない。

ただし、それらの不開示情報と異なり、審査請求人が求めるところの、会計検査院が指摘した「事実」と検査結果に基づき改善された結果という「事実」は密行性又は秘密性を保つ必要は無いと考える。

会計検査院の他の検査報告においては、同院のホームページにて、同院が指摘した「事実」と検査結果に基づき改善された結果という「事実」を、明確に説明しているのに対し、審査請求人が開示請求した本件検査報告事項では、計１，２１３事業という調査件数及び計１４６件という指摘事項の多さからと推測されるが、調査指摘した「事実」の「ごく大まかな概要」のみの記載となっている。

この「事実」の「ごく大まかな概要」のみの記載では、どこの何を指摘し、それが結果として具体にどう改善されたかが、会計検査院の他の報告と比しても曖昧である。

会計検査院の他の報告の中から二つ例として挙げると、

ア　平成１１年度決算検査報告の補助金の項における「（１６５）農林業地域改善対策事業の実施に当たり、舗装工の施工が著しく粗雑となっていたため工事の目的を達していないもの」

イ　１２年度決算検査報告の補助金の項における「（１９０）水産業地域改善対策事業で設置した荷さばき施設が遊休化していて、補助の目的を達していないもの」

にあるように、「事業の概要」として具体の事例が挙げられており、それに対する「検査の結果」として、事態の具体の説明が明確に示されている。

審査請求人が部分公開部分として求めているのは、計１，２１３事業

という調査及び計１４６件という指摘事項において、上記に例示したように、「事業の概要」として具体の事例及びそれに対する「検査の結果」としての事態の具体の説明を明確に示してもらいたく、上記例示により可能であると思われること、それが理由である。

なお、「地域改善対策事業」であることを理由として開示を認めないことはあり得ない旨、上記例示により明らかであると申し添える。

(2) 意見書

ア　諮問庁と審査請求人との間で、開示請求内容の解釈に齟齬があると印象を受けたため、開示請求したい文書及び事実について明確化したい。

本件検査報告事項の概要報告が記載されたホームページが、今回の請求対象内容の元である。

重ねて指摘するが、あくまで「圧縮された概要報告」である。

会計検査院の他の検査報告のホームページにあるような、事業の詳細かつ具体的な内容・対象地域・補助金交付額、改善内容が、一件一件示されたものでは無い。

会計検査院の他の検査報告では、ホームページにおいて、一事業ごとに詳細な改善結果が、「いつ、どこの、どんな内容の事業で、どこの主管で、始めの補助金額と改善措置後の金額等」が、国民に分かりやすく示されている。

今回請求している事項は、事業数も多いため圧縮されてホームページで示されたと解しているが、各々一件一件の検査があったわけで、そのための事前資料としての１，２１３事業の中身の一つ一つや、改善された若しくは改善の必要が無かった検査結果の一件一件は、会計検査院が把握しているのが当然である。

イ　審査請求人が開示を求める事項は、「調査した補助事業」とされている「農林業近代化施設整備事業９５５事業、漁業近代化施設整備事業２１５事業、農林業団地特別整備事業３０事業、漁業団地特別整備事業１３事業、計１，２１３事業」の「事業一件一件」の、「事業の概略・対象地域・事業費・国庫補助金相当額」、及び「前記１２年間に国庫補助金の交付の対象となったもの２，４４０件」の「事業一件一件」の、「事業の概略・対象地域・事業費・国庫補助金相当額」である。会計検査院の検査の事前及び事後において、把握した事実の開示を求めるものである。

会計検査院の検査経過・審議過程・判断は、当初よりその開示を求

めていない。諮問庁の意見書にある密行性・秘密性等の意義は審査請求人も理解している。

ウ　諮問庁の意見書の主旨は了解し、了承している。

しかし、開示された文書はほぼ黒塗りのため、不開示部分に審査請求人が求める「検査の事前及び事後において把握した事実」が記載されているかを判断しかねる。少なくとも「１，２１３件の事業一件一件の事業の概略・対象地域・国庫補助金相当額」が含まれるかどうかも、判別できなかったため、そもそも本件対象文書が、審査請求人の求める事項に対し、目的が合致した文書か否かも不詳である。

諮問庁の意見書によれば、「検査官会議の議決を得た最終的・確定的な検査の結果等に関する情報」は公表していると解される。加えて、検査前に調査対象となった補助事業の数を正確に把握していたことから、審査請求人の開示を求める事項は、本件対象文書とは異なるのではないかとの疑問を禁じ得ない。

エ　よって、審査会におかれては、本件対象文書が、審査請求人の求める事項を含んでいるならば、その部分の開示を、本件対象文書に「事業一件一件の、事業の具体的内容・対象地域・国庫補助金相当額」の内容が記載されていないならば、記載されている文書の開示をあらためて行うよう諮問庁に答申されることを希望する。

なお、諮問庁の意見書にあるとおり、「地域改善対策事業」であることを理由に不開示とするものではない、とする意見は、審査請求人と一致するところであり、審査会も尊重されたい。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　開示決定等の経緯

(1) 原処分

本件開示請求は、令和３年１０月３日付けで行われたものであり、これに対し、処分庁は、「対象文書の特定及び開示・不開示に関する審査に時間を要することから、３０日以内に開示決定等をすることができないため」として、情報公開法第１０条第２項の規定に基づき開示決定等の期限を延長し、審査請求人に対して、延長後の期限が３年１２月７日であることを通知した。

(2) 一部開示決定

その後、処分庁は、本件対象文書として、文書１及び文書２を特定した。

そして、処分庁は、本件対象文書について、３年１１月１８日付けで、

下記のア及びイのとおり、一部開示決定を行った。

ア　文書１は、審理・判断の過程において作成されたものであり、その内容は検査官会議における審議を行うために作成・提出された検査報告事項案の説明資料であり、当該審理・判断のために供されたものであるところ、そこに記録された情報のうち、下記の(ｱ)については、後記３(1)の理由により不開示とした。

(ｱ) 表題、記号・番号、件名、目次、説明資料の内容が記録された部分（以下「不開示情報１」という。）

(ｲ) 担当者の姓（以下「不開示情報２」という。）

(ｳ) 課内覆審を担当した者の姓（以下「不開示情報３」という。）

また、不開示情報２及び不開示情報３については、それぞれ以下の理由により不開示とした。

① 不開示情報２は、当該検査報告事項案の担当者を特定できる情報であり、このような情報が公にされた場合には、外部の圧力・干渉等を招来して、会計検査院内部における検査の結果等に対する率直な意見の交換、公正・慎重な審理・判断の確保ないし意思決定の中立性を不当に損ねるおそれがあるほか、現在又は将来の検査過程において、当該担当者のみならず、検査担当者一般の検査活動を萎縮させるなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、不開示情報２は、情報公開法第５条第６号が規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「公にすることにより」、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（同号イ）があるものに該当するとともに、「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（同号柱書き）にも該当し、不開示情報となるものである。

② 不開示情報３は、課内覆審を担当した者を特定できる情報であり、このような情報が公にされた場合には、特定の検査報告事項案等に携わった職員が明らかとなり、当該年次の審理・判断の過程の終了後であっても、当該職員に対して、当該審議の結果等に対する責任を追及したり、当該審議の内容等に関する情報を得ようとしたりするなどして、外部から不当な圧力・干渉等が加えられるおそれがある。この結果、現在又は将来の検査報告事項案等の審議における出

席者の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

したがって、不開示情報３は、情報公開法第５条第５号が規定する「国の機関」の「内部」における「審議、検討又は協議に関する情報」であって、「公にすることにより」、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があるものに該当し、不開示情報となるものである。

また、不開示情報３は、情報公開法第５条第６号が規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「公にすることにより」、「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（同号柱書き）に該当し、不開示情報となるものである。

イ　文書２は、照会文書の写し及び回答文書の写しなどである。これらの文書は、検査官会議における審議を行うために作成・提出された検査報告事項案の説明資料であり、当該審理・判断のために供されたものであるところ、そこに記録された情報のうち、記号・番号、照会文書の内容、回答文書の内容等が記録された部分（以下「不開示情報４」という。）については、後記３(2)の理由により不開示とした。

(3) 審査請求の提起

審査請求人は、上記の一部開示決定を不服とし、３年１２月２９日付けで、審査請求人が不開示とすることに異議がないとしている「検査官氏名」及び「携わった職員等の情報」を除く、その他の不開示部分の取消しを求め、本件審査請求を提起した。

２　検査過程又は審理・判断の過程で作成又は取得された文書の一般的な不開示情報該当性

本件対象文書は、農林水産省の特定の検査事項について、その検査過程又は審理・判断の過程で作成又は取得された文書である。

一般に、検査過程又は審理・判断の過程で作成又は取得された文書が開示され、その内容等に関する情報が公になった場合には、次の(1)から(3)までのようなおそれがある。

(1) 会計検査院の正確な事実の把握を困難にするなどのおそれ

一般に、会計検査院の検査活動は、その性質上一定の密行性ないし秘密性を有するものであり、特定の検査事項に対する具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等に関する情報（当該検査の結果等に関する詳細な事実関係やその分析結果、検査結果の取りまとめの方法等各種の検

査上のノウハウに関する情報を含む。以下同じ。）については、いずれも検査上の秘密に属する情報であって、これらについては、現在又は将来の検査過程における同種又は類似の検査事項に対する厳正かつ効果的な会計検査の実施のために同院内部に蓄積され、外部には秘匿されるべき性質のものである。

したがって、検査過程又は審理・判断の過程で作成又は取得された文書に含まれている具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等に関する情報が公になった場合には、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、特定の検査事項に対する具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等の検査上の秘密に属する情報を受検庁に察知され、受検庁において同院の実地検査前に関係者の口裏合わせ、関係書類の改ざんなどの仮装・隠蔽工作等の周到な実地検査対策を講じたり、所要の検査資料の収集を阻害したりすることなどが可能となり、①厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、同院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとともに、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、②会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施するに当たり、当該受検庁や他の受検庁に不当に利益を与えるおそれがある。

(2) 受検庁の会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩すなどのおそれ

会計検査院が実施する会計検査は、捜査機関が行う犯罪捜査等とは異なり、強制処分等の権限を背景として行われるものではなく、受検庁の理解及び協力を得て行われるものである。

したがって、会計検査の実施に当たっては、会計検査院が「常時」会計検査を実施し、「会計経理を監督し、その適正を期し、且つ、是正を図る」（会計検査院法（昭和２２年法律第７３号）第２０条第２項）という会計検査の目的を適切かつ効果的に達成するよう、受検庁と一定の協力関係・信頼関係に立つことが必要である。

そして、受検庁においては、会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査内容等に関する情報の不公表を前提として同院の会計検査に協力し、各種の検査資料を提出したり、検査内容等に関する相互の率直な意見の交換等を行ったりしている。

したがって、このような情報が公になった場合には、このような情報の不公表に対する当該会計検査に係る受検庁はもとより受検庁一般の信

頼を損ね、会計検査院の会計検査に対する受検庁の理解及び協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感を呼び起こし、①現在又は将来の検査過程における検査に必要な情報の円滑な提供等を含む検査内容等に関する同院と受検庁との間の相互の率直な意見の交換等の実施に著しい支障を及ぼすおそれがあり、また、②事実関係の正確な把握及びこれに対する適切な評価の共有、ひいては不適切な会計経理の原因の究明、会計検査の目的の適切かつ効果的な実現に著しい支障を及ぼすおそれ、すなわち、同院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとともに、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査内容等に関する情報は、以後継続される検査過程又は審理・判断の過程における事実関係の把握が十分でない段階の検査内容等が含まれているものである。

したがって、このような情報が公になった場合には、当該情報が会計検査院の公式見解であるかのように受け取られ、国民一般に誤解を与えて、不当に国民の間に混乱をもたらすおそれがあり、また、当該会計検査に係る受検庁に不当に不利益を及ぼすおそれがある。

(3) 公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすなどのおそれ

会計検査院は、会計検査院法において、国等の機関の会計検査を担当する専門機関として「常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、且つ、是正を図る」ことを使命とするものとされているところ、同院の検査は、意思決定機関である検査官会議の指揮監督の下に実施するものとされており、また、同院の検査の結果等については、その全てを公表することとされているものではなく、検査官会議の議決を経た最終的・確定的なもののみを各年度の検査報告等に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公表するものとされている。

これは、当該検査の結果等の公表については、それが国等の予算編成又は法律、政策ないし事業の改廃等多方面に及ぼす影響の大きさなどに鑑み、外部の圧力・干渉等を排除した独立・専門的立場から公正・慎重な審理・判断に基づき行われる要があることから、検査官会議の議決を経た最終的・確定的なもののみを各年度の検査報告等に掲記し、会計検査院の正式な指摘事項等として公表することとして、同院の職権行使の独立性及び適正性を確保する要があるからである。

そして、会計検査院は、このような法の趣旨を踏まえて、その実施し

た検査の結果等を検査報告等に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公表するに当たっては、最終的な検査官会議の議決を経るまでに、同院内部に慎重かつ周到な審理・判断の過程を設けている。

したがって、このような検査報告等に掲記され、会計検査院の正式な指摘事項等として公表される最終的・確定的な検査の結果等に関する情報以外の情報が公になった場合には、検査の結果等に対する公正・慎重な審理・判断を確保するため、同院内部に周到かつ慎重な審理・判断の過程を設け、この審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た検査の結果等に関する情報のみを検査報告等に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公表することとしている同院の取扱いの手続的な意義を損ね、同院に対する外部の不当な圧力・干渉等を招来するなどして、①厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、同院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとともに、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、②検査官会議その他同院内部に所定の審理・判断の過程の各段階における検査の結果等に対する評価、当該検査の結果等を同院の正式な指摘事項等として検査報告に掲記し、公表することの適否等に関する率直な意見の交換が不当に損なわれ、ひいては、これらに関する同院の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

3　本件不開示情報の不開示情報該当性に関する諮問庁の所見

不開示情報１及び不開示情報４は、次のとおり、情報公開法に定める不開示情報に該当するものである。なお、審査請求人は、前記１(3)のとおり、検査担当者の姓・課内覆審の担当者の姓に係る不開示部分の取消しを求めていないため、不開示情報２及び不開示情報３の不開示情報該当性については記載しないことにする。

(1) 不開示情報１の不開示情報該当性

本件対象文書のうち文書１は、農林水産省の特定の検査事項に係る検査官会議における審議を行うために作成・提出された検査報告事項案の説明資料である。そして、当該説明資料に記録された内容のうち不開示情報１は、農林水産省の特定の検査事項に係る具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等に関する情報、検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査の結果等に関する情報等である。

ア　情報公開法第５条第６号（イ及び柱書き）該当性

会計検査院は、憲法及び会計検査院法の定めるところにより、国等

の会計検査を担当する国の機関であり、また、上記のとおり、文書１は、農林水産省の特定の検査事項に係る検査官会議における審議を行うために作成・提出された検査報告事項案の説明資料であり、不開示情報１は、同院が検査を実施した農林水産省の特定の検査事項に係る具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等に関する情報が含まれることから、情報公開法第５条第６号イが規定する「国の機関」が行う「検査」に係る「事務」に関する情報に該当する。

そして、不開示情報１が公になった場合には、会計検査院が検査を実施した農林水産省の特定の検査事項に係る具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等に関する情報、検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査の結果等に関する情報等が明らかにされることとなる。その結果、前記２(1)のとおり、厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、会計検査院の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（情報公開法第５条第６号イ）があるとともに、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法第５条第６号柱書き）がある。また、前記２(2)のとおり、会計検査院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（情報公開法第５条第６号イ）があるとともに、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法第５条第６号柱書き）がある。このほか、前記２(3)のとおり、厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、会計検査院の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（情報公開法第５条第６号イ）があり、もって、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法第５条第６号柱書き）がある。

したがって、当該情報は、情報公開法第５条第６号が規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「公にすることにより」、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（第６号イ）及び「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」（第６号柱書き）があり、不開示情報に該当する。

イ　情報公開法第５条第５号該当性

会計検査院は、検査の結果等については、検査過程において作成又は取得した検査資料等も含めて十分な検討を行うとともに、受検庁との間で率直な意見の交換等を行うなどした上で、これを周到かつ慎重な審理・判断の過程に供することとしており、前記のとおり、文書１は、農林水産省の特定の検査事項に係る検査官会議における審議を行うために作成・提出された検査報告事項案の説明資料であり、不開示情報１は、同院と農林水産省との間で意見の交換等を行った事項等が含まれることから、情報公開法第５条第５号が規定する「国の機関」の「内部又は相互間」における「審議、検討又は協議に関する情報」に該当し、次の(ｱ)から(ｴ)までのとおり、不開示情報に該当する。

(ｱ) 当該不開示部分が公になった場合には、前記２(3)のとおり、検査官会議その他会計検査院内部の所定の審理・判断の過程の各段階における検査の結果等に対する評価、当該検査の結果等を同院の正式な指摘事項等として検査報告に掲記し、公表することの適否等に関する率直な意見の交換が不当に損なわれ、ひいては、これらに関する同院の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ（情報公開法第５条第５号）がある。

したがって、当該情報は、情報公開法第５条第５号が規定する「公にすることにより」、審理・判断の過程における「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があり、不開示情報に該当する。

(ｲ) 当該不開示部分が公になった場合には、前記２(2)のとおり、現在又は将来の検査過程における検査に必要な情報の円滑な提供等を含む検査内容等に関する会計検査院と受検庁との間の相互の率直な意見の交換等の実施に著しい支障を及ぼすおそれ（情報公開法第５条第５号）がある。

したがって、当該情報は、情報公開法第５条第５号が規定する「公にすることにより」、検査過程又は審理・判断の過程における「率直な意見の交換」が「不当に損なわれるおそれ」があり、不開示情報に該当する。

(ｳ) 当該不開示部分が公になった場合には、前記２(2)のとおり、国民一般に誤解を与えて、不当に国民の間に混乱をもたらすおそれがあり、また、当該会計検査に係る受検庁（農林水産省）に不当に不利益を及ぼすおそれ（情報公開法第５条第５号）がある。

したがって、当該情報は、情報公開法第５条第５号が規定する「公

にすることにより」、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」又は「特定の者に不当に」「不利益を及ぼすおそれ」があり、不開示情報に該当する。

(ｴ) 当該不開示部分が公になった場合には、前記２(1)のとおり、受検庁において周到な実地検査対策を講じたり、所要の検査資料の収集を阻害したりすることなどが可能となり、受検庁に不当に利益を与えるおそれ（情報公開法第５条第５号）がある。

したがって、当該情報は、情報公開法第５条第５号が規定する「公にすることにより」、「特定の者に不当に利益を与え」る「おそれ」があり、不開示情報に該当する。

(2) 不開示情報４の不開示情報該当性

本件対象文書のうち文書２は、農林水産省の特定の検査事項に係る検査官会議における審議のために作成・提出された検査報告事項案の説明資料の別冊である照会文書の写し、回答文書の写しなどである。そして、不開示情報４には、農林水産省の特定の検査事項に係る具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等に関する情報、検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査の結果等に関する情報等が記録されている。

ア　情報公開法第５条第６号（イ及び柱書き）該当性

上記のとおり、文書２は、農林水産省の特定の検査事項に係る検査官会議における審議のために作成・提出された照会文書の写し、回答文書の写しなどであることから、不開示情報４は、情報公開法第５条第６号イが規定する「国の機関」が行う「検査」に係る「事務」に関する情報に該当する。

そして、不開示情報４が公になった場合には、前記(1)アと同様のおそれがある。

したがって、当該情報は、情報公開法第５条第６号が規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「公にすることにより」、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（第６号イ）及び「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」（第６号柱書き）があり、不開示情報に該当する。

イ　情報公開法第５条第５号該当性

前記のとおり、文書２は、農林水産省の特定の検査事項に係る検査

官会議における審議のために作成・提出された照会文書の写し、回答文書の写しなどであり、不開示情報４は、不開示情報１と同様に、会計検査院と受検庁との間で意見の交換等を行った事項等が含まれることから、情報公開法第５条第５号が規定する「国の機関」の「内部又は相互間」における「審議、検討又は協議に関する情報」に該当し、このような情報が開示された場合には、前記(1)イと同様のおそれがある。

したがって、当該情報は、情報公開法第５条第５号が規定する「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」があり、不開示情報に該当する。

(3) 審査請求人の主張について

ア　検査活動の密行性又は秘密性について

審査請求人は、「私が求めるところの、会計検査院が指摘した『事実』と検査結果に基づき改善された結果という『事実』は密行性または秘密性を保つ必要はないと考えます。」旨主張する。

しかし、会計検査院が指摘した「事実」とは、検査報告等に掲記し公表した指摘事項等であり、検査報告等に掲記されていない検査の結果等に係る情報は検査過程又は審理・判断の過程の未成熟な情報である。

そして、前記２(1)のとおり、検査過程又は審理・判断の過程で作成又は取得された文書には、特定の検査事項に対する具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等に関する情報が含まれており、いずれも検査上の秘密に属する情報である。

したがって、不開示情報１及び不開示情報４が公になった場合には、前記３(1)及び(2)に記載したおそれがある。

イ　検査結果の公表について

審査請求人は、「『事業の概要』として具体の事例及びそれに対する『検査の結果』としての事態の具体の説明を明確に示していただきたく、上記例示により可能であると思われる」旨主張する。

しかし、前記２(3)のとおり、検査過程又は審理・判断の過程において、外部の不当な圧力・干渉等を排除し、厳正かつ効果的な会計検査の実施や公正・慎重な審理・判断を確保する必要があることなどから、会計検査院においては、検査官会議の議決を経た最終的・確定的

な検査の結果等に関する情報以外の未成熟な検査の結果等に関する情報については、従来、不公表としている。

したがって、不開示情報１及び不開示情報４が公になった場合には、前記３(1)及び(2)に記載したおそれがある。

ウ　特定の事業に対する不開示について

審査請求人は、「『地域改善対策事業』であることを理由として開示を認めないことはありえない旨、上記例示により明らかであると申し添えます。」旨主張する。

しかし、不開示情報１及び不開示情報４を不開示とした理由は、前記３のとおりであり、特定の事業に関する文書であることを理由に不開示とするものではない。

(4) 諮問庁の所見

以上のとおり、本件一部開示決定は適法であり、妥当なものであると考える。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和４年　１月２５日　諮問書の収受
②　　同年　４月１１日　委員交代に伴う所要の手続の実施
③　　同年　５月１７日　諮問庁から意見書を収受
④　　同年　６月１６日　諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房総務課長ほか）からの口頭説明の聴取、本件対象文書の見分及び審議
⑤　　同年　８月　３日　審査請求人から意見書を収受
⑥　　同年　９月　１日　審議
⑦　　同年１０月２７日　審議
⑧　令和５年　１月１９日　審議
⑨　　同年　３月１６日　審議
⑩　　同年　４月２１日　審議

第５　審査会の判断の理由

１　諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

本件諮問事件は、３年１０月に行われた本件開示請求に対し、処分庁が本件対象文書を開示請求に係る対象文書として特定した上で、同年１１月に本件対象文書の一部を不開示とする決定を行った事案に係るものである。そして、同年１２月に審査請求人より、この処分に対する審査請求が申し立てられたことから、４年１月に諮問庁は当審査会に対する諮問を行

っている。

審査請求人は、前記第２の２(2)のとおり、本件対象文書に本件開示請求で求める事項が含まれていなければ当該事項が含まれている他の文書の特定を、含まれていれば不開示とされた部分のうち当該事項に係る部分の取消しを求めているため、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示とされた部分のうち審査請求人が不開示とすることに異議はないとしている部分を除く部分について、本件一部開示決定の当否を検討することとする。

２　本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書のうち文書１は、本件検査報告事項案に係る検査官会議における審議を行うために作成・提出された説明資料、文書２は、同説明資料の別冊である照会文書の写し、回答文書の写しなどである。

諮問庁は、本件対象文書を特定したことについて、次のとおり説明している。

ア　本件開示請求は、昭和６３年度決算検査報告に関するものであることから、関係文書の大半は保存期間が終了したことにより廃棄されていたが、検査官会議関係の文書である本件対象文書は、最終的な意思決定機関の意思決定に係る文書であることから長期間保存されていた。

イ　本件対象文書は、検査官会議における審議を行うために、本件開示請求があった時点では廃棄されていた上記の関係文書等に基づき作成された文書であり、検査報告に記述されている以上に詳細な事態の内容等が記述されている。

ウ　審査請求人は、開示請求書において「検査報告のにかかる詳細な報告書」及び「部局から提出された資料」を求めるとしていたことから、検査の結果等がより具体的に記述されているこれらの文書が、現在保存されている文書の中で審査請求人の求める文書に該当するものと解し、本件開示請求に係る対象文書として特定した。

(2) 本件検査報告事項は、農林水産業地域改善対策事業について、５１年度から６２年度までに国庫補助事業の交付の対象となった２，４４０件のうち１，２１３件を対象として、会計検査院が検査した結果、補助金交付の目的を達成しているとは認められない事態が１４６件見受けられたため、農林水産省に事業の実施体制を改善するよう求めたところ、改善の処置が執られたものである。そして、審査請求人は、審査請求書等において、本件開示請求で求める事項について、１，２１３件の事業一

件一件の事業の概略・対象地域・国庫補助金相当額等、検査の事前及び事後において把握した事実であるなどと主張している。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、不開示とされている部分には、検査の対象となった１，２１３事業のうち一部の事業について、事業主体名、事業内容、検査の結果等が記載されており、上記(1)の諮問庁の説明には、特段不自然な点は認められず、また、行政機関の行政文書ファイル管理簿が検索可能なｅ－Ｇｏｖ（電子政府の総合窓口）を確認するなどして調査したところ、本件開示請求があった時点において、文書１及び文書２以外に本件開示請求に係る対象文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

(3) したがって、会計検査院において本件対象文書のほかに開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、原処分において本件開示請求に係る対象文書として本件対象文書を特定したことは妥当であると認められる。

なお、審査請求人が、本件開示請求で求める事項が含まれている他の文書の特定を求めていることや、本件検査報告事項について、１，２１３事業の中身の一つ一つや、改善された若しくは改善の必要が無かった検査結果の一件一件は、会計検査院が把握しているのが当然であると主張していることを鑑みると、審査請求人は、本件開示請求があった時点において本件検査報告事項に係る全ての検査結果等の情報が記載された文書を同院が保有しているとの認識で本件審査請求を提起していると解されることから、本件開示請求があった時点で同院が保有している文書について、審査請求人において十分な理解を得られていなかったと考えられる。

情報公開法第２２条第１項は、行政機関の長は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものと規定している。処分庁は、本件対象文書の特定に際し、保有している範囲で遺漏なく対象文書の特定を行っていたものと思料されるが、上記のとおり、審査請求人において、特定されたもの以外にも検査結果等の詳細な情報が記載されている行政文書が現在まで保存されていると認識している可能性を考慮すると、今後、本件のように、通常の場合保存期間が満了していると思料される文書に対する開示請求があった際には、開示請求に係る手続において、開示請求を拒否又は制限するような印象や開示請求の取下げを誘導しているとの印

象を与えないように配慮しつつ、開示請求があった時点で会計検査院が保有している行政文書について、開示請求者に可能な限り理解を得られるよう、情報公開法第２２条の趣旨に沿った開示請求をしようとする者の利便を考慮した対応が望まれる。

3　会計検査院の検査及び検査の結果等の取扱いなどについて

一般に、会計検査院の検査、検査の結果等の取扱い及びこれらに関する情報の取扱いなどについては、次のような事情が認められる。

(1) 会計検査院の検査

会計検査院が行う検査は、捜査機関による捜索、差押えとは異なり直接的・物理的な強制力の行使を伴うものではなく、同院では、検査過程において、受検庁に対して、具体的な検査の着眼点、検査内容等に基づき、口頭での説明を求めたり、意見交換を行ったりすることに加え、各種の検査資料の作成・提出を求めるなどして、事実関係の把握等を行っている。

そして、上記のような検査の結果、会計経理上の疑義が生じた場合には、会計検査院が把握し、整理した事実関係、検査上生じた疑義、当該事態及びその発生原因に関する所見等を記載した照会文書を受検庁に発遣し、照会文書に対する受検庁の回答を回答文書として受領することなどの過程を通じて、受検庁と継続的に討議を行っている。

これにより、会計検査院では、事実関係の正確な把握に努めるとともに、当該事態の発生とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有する受検庁との間で事態の認識や評価の共有を図り、真の発生原因を究明し、実効性のある是正改善方策を追求することなどを図っている。

(2) 検査の結果等の取扱い

実施した検査の結果等の取扱いについて、会計検査院では、内閣から独立して国等の会計検査を担当する専門機関としての同院の指摘等が及ぼす影響の大きさなどに鑑み、同院内部に何段階にもわたる慎重な審理・判断の過程を設け、様々な観点から審議を行っている。そして、会計検査院では、これら各段階における審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを検査報告に掲記するなどし、正式な指摘事項等として公表することとしている。

(3) 検査過程及び審理・判断の過程における情報の不公表の取扱い

会計検査院では、上記(1)及び(2)のような検査過程及び検査の結果等に対する審理・判断の過程を設けている意義を十全なものとするよう、すなわち、十分な情報・資料の収集、受検庁との率直な意見交換・討議

を確保し、また、外部からの不当な圧力・干渉等を排除し、中立的な立場から厳正かつ公正に検査及び審理・判断を行うことができるよう、これらの過程における情報は外部に公表しないという立場をとっている。

(4) 会計検査における受検庁からの信頼

会計検査院が検査を遂行する上において、同院と受検庁とは、検査を実施する者と検査を受ける者という立場での緊張関係に立つ一方で、国等の会計経理の適正を期し、かつ、是正を図るという会計検査の目的を果たすためには、一定の信頼関係・協力関係が必要であると考えられる。

会計検査院と受検庁との間では、検査過程における検査の結果等に関する情報は、あくまで検査の一過程におけるものであって、最終的な結論と異なることの少なくない未成熟なものであるという前提がある。

そして、前記(2)のように、各段階における慎重な審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを検査報告に掲記するなどし、正式な指摘事項等としているというのが会計検査院の取扱いであり、この最終的な意思決定に至るまでの間においては、問題とされた事態について、事実関係の認識及びこれに対する評価を共有するなどのため、同院と受検庁との間で十分な情報・資料に基づいて率直な意見交換及び様々な角度からの十分な討議を行い、それらも踏まえて慎重な審理・判断を行うことが必要と認められる。

このため、検査過程において、検査資料の作成・提出、照会文書と回答文書の授受等を通じて行われる会計検査院と受検庁との間での資料等の提出及び討議については、十分な情報・資料の提供、率直な意見交換等を確保することが必要となる。このようなことから、受検庁においては、特定の検査事項に関する検査資料や照会文書・回答文書の内容等は、そのまま外部に公表されるものではないという信頼の下で、会計検査院への資料の提出等を行っているものと認められる。

このような受検庁の会計検査院に対する信頼を前提とした、検査過程及び会計検査の結果等に関する審理・判断の過程における不公表の取扱いは、同院と受検庁との間での現在又は将来の検査過程における十分な情報・資料の提供及び収集と率直な意見交換等を確保する上で合理性を有すると認められる。

4　不開示情報該当性について

前記３(2)のとおり、会計検査院では、その検査の結果等を正式な指摘事項等として検査報告に掲記するなどして公表するまでに、何段階にもわたる慎重な審理・判断の過程を設け、その実施した検査の結果等について

様々な観点から審議を行っている。そして、この審理・判断の過程においては、基本的に、局委員会、調整委員会、総長審議及び検査官会議における慎重な審議を経ることとされ、これら各会議において若しくはその過程を通じて使用するため各種説明資料等が整備・作成されており、不開示情報１、不開示情報２及び不開示情報３は検査官会議における本件検査報告事項案の説明資料である文書１に記載された情報、不開示情報４は同説明資料の別冊である文書２に記載された情報である。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、不開示情報２及び不開示情報３は、審査請求人が不開示とすることに異議はないとしている「携わった職員等の情報」であると認められるため、文書１に記載された不開示情報１及び文書２に記載された不開示情報４について、上記１から３までの事情を前提に、以下のとおり、これら不開示部分の不開示情報該当性を検討することとする。

(1) 文書１の不開示情報該当性（不開示情報１関係）

ア　検査報告事項案説明資料の内容・性質

検査報告事項案説明資料は、会計検査院法施行規則（昭和２２年会計検査院規則第４号）第９条第４号の規定に基づき事務総長が制定した「検査報告等に関する事務処理要領」（平成２１年６月８日会計検査院事務総長。以下「事務処理要領」という。）等に基づき作成することとされているものであり、検査報告事項案に対応して、局委員会第１、２読会用、同第３読会用、調整委員会及び総長審議用並びに検査官会議用の４種類があり、いずれもそれぞれの前段階での審議を受けての加除修正が加えられるなどしていて、各会議に提出される検査報告事項案等に対応した内容のものとなっている。

文書１は、これらのうち、検査官会議において本件検査報告事項案の説明に用いるため作成・提出されたものである。

文書１は、表紙及び内容から構成されており、表紙には、表題、記号・番号、件名、担当課名、担当者名、課内覆審の担当者名、照会発遣年月日、回答受領年月日、局委員会への提出年月日等の本件検査報告事項案の提案審議に係る事項及び目次が、内容に係る部分には、本件検査報告事項案の内容を理解するために参考となる各種の記述、根拠資料の写しなどが記載されている。これらのうち、担当課名、照会発遣年月日、回答受領年月日、局委員会への提出年月日、目次のうち「第３　照会、回答」との記載等は既に原処分で開示されている。また、担当者名及び課内覆審の担当者名は、前記第２の２(1)のとおり、

審査請求人が不開示とすることに異議はない旨主張している。

イ　不開示情報１の不開示情報該当性

(ｱ) 内容及び内容に連動する目次に係る部分について

文書１は、検査官会議において本件検査報告事項案を説明するために作成されているものであり、指摘等に係る事態の内容の理解に資するための資料が付されているほか、指摘等の対象の事実、指摘等の根拠、当該事態の発生原因等が記載されており、これらはいずれも会計検査院内部において定められた審理・判断の過程にある未成熟な情報である。

これらの情報が公になると、前記３(4)で述べた会計検査院における受検庁からの検査過程及び審理・判断の過程の不公表の取扱いに対する信頼が損なわれるおそれがあり、その場合には、今後の検査の実施に当たり、検査過程における同院と受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあると認められる。

さらに、諮問庁は、上記のような支障は、本件検査事項の検査に直接関係する受検庁に対してのみ生ずるものではなく、現在又は将来における他の受検庁一般との関係においても生じ得ると主張している。すなわち、会計検査院によって検査過程及び審理・判断の過程における未成熟な情報の内容が公にされたという事実をとらえ、検査過程及び審理・判断の過程の不公表の取扱いに対する制度的信頼が崩れたとし、これを理由ないし口実として他の受検庁から検査に対する十分な協力が得られなくなるおそれがあり、同院とこれら受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあるなどと主張している。

前記３(4)のとおり、会計検査院と受検庁とは、一般に、検査を実施する者と検査を受ける者という立場で常に緊張関係にある。そして、検査の結果等が検査報告に掲記されるなどして公表されることを極力回避しようとするなどの場合には、受検庁により不適切な会計検査対応が行われることもあるという事情を考慮すると、このような諮問庁の主張も相応の理由があるものと考えられる。

前記３(1)のように、会計検査院には、検査によって正確な事実を把握し、不適切な事態を単に摘発するだけでなく、その真の発生原因を究明して、その是正改善を促すという積極的な機能が期待されている。このため、通常、事実関係等について最もよく知り得る

立場にあり、また、当該事態とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有している受検庁との間で十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等を行うことは、会計検査院の検査にとって必須のものと認められる。

よって、受検庁との間における十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生じた場合には、会計検査院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効性のある是正改善方策を追求することなどに支障が生ずるおそれがあると認められる。

また、これらの内容からは、本件検査報告事項案の検査の着眼点、検査手法等を推知することができるほか、会計検査院が本件検査報告事項案に記述されている事実関係やその評価、所見等をどのような資料に基づいて認定又は取りまとめているかを端的に読み取ることができる。そして、そこからは、現在又は将来において会計検査院が同種又は類似の事態の検査を行う場合における検査の着眼点、同院が必要とし、収集、使用するであろう資料の内容・性質等を含む検査手法、検査結果の取りまとめのノウハウ等を推測することも可能となると認められる。

よって、これらの情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、受検庁等において、いわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、内容及び内容に連動する目次に係る部分の情報は、公にすることにより、情報公開法第５条第６号イに規定する検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるので、同条第５号及び第６号柱書き該当性について判断するまでもなく、情報公開法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

ただし、文書１の目次に記載されている項目及び頁番号のうち、下から２行目に記載された項目は、当時の事務処理要領（昭和５３年９月２９日事務総長決定）において検査報告事項案等の内容やその指摘等の態様等にかかわらず、説明資料とするべき共通の文書を示す記載項目として定められていたものであり、また、下から２行目に記載された頁番号は、当該項目が記載されている部分の開始頁

が記載されているにすぎないと認められる。

よって、当該項目は、文書１の内容の一部を示す情報ではあるが、検査報告事項案説明資料一般に共通の記載項目とされているものであり、かつ、当該項目及び頁番号は同説明資料の具体的な記載内容を推知することができるような情報でもないから、文書１の内容と一体を成すものとは認められず、仮にこれらを公にしたとしても、厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれなどがあるとまでは認められない。文書１の内容のうち、当該項目が記載されている部分の開始頁における当該項目及び頁番号が記載された部分についても同様である。

したがって、文書１のうち、別表の２欄に掲げる部分は、情報公開法に規定する不開示情報に該当せず、開示すべきである。

(ｲ) 表紙に記載されている表題、記号・番号、件名について

文書１の表紙に記載されている情報のうち、まず表題についてみると、その記載の形式等から、本件検査報告事項案がどのような態様の指摘等として提案・審議されていたかを推知できるものとなっている。そして、ある検査事項に関する検査の結果等が最終的にいずれの態様の指摘等とされるかは、審理・判断の過程における審議の結果により変更される場合があることから、表題の記載の形式等から指摘等の態様の改変を読み取ることのできるこのような情報は、審理・判断の過程における未成熟な情報であり、この情報が公になると上記(ｱ)と同様の支障が生ずるおそれがあると認められる。

次に、記号・番号は、前記３(2)で述べた会計検査院における審理・判断に付すべく提案された検査報告事項案の１件ごとに付されるものである。このうち記号部分は、本件検査報告事項案を提案した局を示す符号及び本件検査報告事項案が意見表示又は処置要求、不当事項等の様々な指摘等の態様のうちのいずれのものであるかを示す符号で構成されている。

また、番号部分は、当該局のうち、提案した課を示す番号と、当該課における提案順を示す番号とで構成されている。そして、これらの記号・番号は、一体として、本件検査報告事項案を特定するために使用されている。

この記号・番号からは、検査官会議の時点において、本件検査報告事項案がどのような態様の指摘等として提案・審議されていたかを読み取ることができることから、この情報が公になると上記(ｱ)

と同様の支障が生ずるおそれがあると認められる。

さらに件名は、検査報告事項案の件名をそのまま記載するものであり、同事項案に係る検査の対象事項や問題の所在を端的に表象したものとなっていて、審理・判断の過程において改変されることのあり得る未成熟な情報である。また、件名からは、本件検査報告事項案がどのような態様の指摘等として提案・審議されていたかを読み取ることもできることから、この情報が公になると上記(ｱ)と同様の支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報はいずれも情報公開法第５条第６号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

(2) 文書２の不開示情報該当性（不開示情報４関係）

ア　検査報告事項案説明資料別冊（照会、回答）の内容・性質

会計検査院では前記３(1)で述べたように、照会文書を受検庁に発遣し、これに対する受検庁の回答を回答文書として受領することなどを通じて、受検庁と継続的に討議を行っている。

検査報告事項案説明資料別冊（照会、回答）は、受検庁との討議の状況を委員会等の審議に供するために作成され、局委員会等に提出されたものであり、上記(1)の検査報告事項案説明資料と同様に局委員会第１、２読会用から検査官会議用までの４種類が作成されている。

文書２は、これらのうち、検査官会議において本件検査報告事項案の説明に用いるため作成・提出されたものである。

文書２は、「照会、回答一覧表」、本件検査報告事項について担当局長名で作成され受検庁に発遣された照会文書のうち数件分の写し及びこれに対する回答として会計検査院が当該受検庁から受領した回答文書数件分の写しで構成されており、「照会、回答一覧表」には、記号・番号、照会文書全件に係る宛先、文書番号、発遣年月日の一覧等及び回答文書全件に係る差出元、文書番号、回答年月日の一覧等が、照会文書の写しには、記号・番号、文書番号、発遣年月日、宛先、差出人、照会の内容及び件名が、回答文書の写しには、記号・番号、文書番号、回答年月日、宛先、差出人、照会の件名、回答の内容、受領年月日等が記載されている。これらのうち、記号・番号、照会の内容及び件名、回答の内容以外は既に原処分で開示されている。

イ　不開示情報４の不開示情報該当性

(ｱ) 「照会、回答一覧表」、照会文書及び回答文書に記載されている記号・番号について

記号・番号は、前記(1)イ(ｲ)の文書１に記載されている記号・番号と同一の記号・番号であり、この情報が公になると、文書１に記載されている記号・番号が公になった場合と同様のおそれがあることから、情報公開法第５条第６号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

(ｲ) 照会文書に記載されている照会の内容並びに照会文書及び回答文書に記載されている件名について

照会の内容及び件名は、当該検査事項に係る具体的な検査の内容、検査の結果等、所見等を示すものである。そして、照会文書は、前記３で述べた会計検査院の検査過程及び審理・判断の過程にあって、これに対する回答とともに同院と受検庁との間における継続的討議の中核をなすものである。すなわち、これらの情報は、会計検査院内部及び同院と受検庁との間において、同院の最終的な結論を示したものではなく、正式な指摘事項等の素案ともいうべき未成熟なものとして取り扱われているものであると認められる。

したがって、文書２に記載されている照会の内容及び件名は、これらの情報が公になると、前記(1)イ(ｱ)の文書１の内容に係る部分が公になった場合と同様に、今後の検査の実施に当たり、会計検査院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効性のある是正改善方策を追求することなどに支障が生ずるおそれがあることから、情報公開法第５条第６号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

(ｳ) 回答文書に記載されている回答の内容について

回答の内容は、照会文書に記載された検査の結果等に対する受検庁の見解等を示すものであり、照会文書とともに、会計検査院の検査過程及び審理・判断の過程における未成熟な情報として取り扱われているものであると認められる。

したがって、文書２に記載されている回答の内容は、この情報が公になると上記(ｲ)と同様のおそれがあることから、情報公開法第５条第６号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

５　審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件検査報告事項は事業数が多いため圧縮されて示された概要報告であるとして、会計検査院の他の検査報告事項２件を例示した上で、他の検査報告事項には審査請求人が開示を求めている「事業の概要」として具体の事例や、それに対する「検査の結果」として事態の具体の説

明が明確に示されているため、本件検査報告事項においてもそれらの情報を開示することは可能であると主張している。

検査報告には、各指摘事項等が、不当事項や処置済事項といった指摘の態様で掲記されている。指摘の態様による検査報告の記述内容の違いについて、諮問庁の説明によれば、不当事項は、個々の会計経理について、会計検査院法第２９条第３号に規定する「検査の結果法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項」として掲記しているものであり、一般に、不当と認めた個々の会計経理ごとに、その事態について詳細に記述しているものが多いとしている。一方、処置済事項は、違法又は不当な会計経理や不合理な事態等に関し、当該事態等の発生原因である当局の取組の不備や制度上の問題点等の改善が必要な事態について会計検査院法第３４条又は第３６条に基づく処置要求又は意見表示の権限を行使する前に当局において速やかに改善の処置が執られた事項について掲記しているものであり、このような指摘の趣旨からして、一般に、個々の会計経理における事態を個別に詳細に記述することよりも、その原因である当局の取組の不備の状況や制度上の問題点等について詳しく記述しているものが多いとしている。そして、不当事項と処置済事項とでは、上記のとおり、その指摘の性質を異にするものであるため、その記述内容が同様であることを前提に比較すべきものではないとしている。

当審査会において、検査報告における記述内容を確認するなどしたところ、上記の諮問庁の説明には、特段不合理な点は認められず、また、審査請求人が例示した２件の検査報告事項の指摘の態様をみると、これら２件は不当事項であることから、個々の会計経理について不当と認めた事態を掲記することを会計検査院の最終的な結論としているため、個々の会計経理ごとの事態について詳細に記述されているものと認められるのに対し、本件検査報告事項は処置済事項であることから、個々の会計経理における個別の事態よりも、違法又は不当な会計経理や不合理な事態等の発生原因である当局の取組の不備や制度上の問題点等の改善が必要な事態について掲記することを同院の最終的な結論としているため、個々の会計経理ごとの事態については詳細に記述されていないものと認められる。

よって、本件対象文書に記載されている、検査の対象となった１，２１３事業のうち一部の事業に係る検査の結果等に関する情報は、会計検査院の最終的な結論である当局の取組の不備や制度上の問題点等の改善が必要な事態の掲記に至るまでの検査の一過程における情報ということになる。このような、最終的に検査官会議で議決される前の段階の検査の結果等に

関する情報は、審理・判断の過程における討議・検討等の資料とされるものであって、会計検査院の最終的な結論を示したものではなく、内容の面でも記述方法の面でも最終的な結論と異なることの少なくない未成熟なものであることに変わりはない。

したがって、審査請求人の主張は採用することができない。

その他、審査請求人は種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

6　本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件開示請求に係る対象文書として、諮問庁が本件対象文書を特定したことは妥当であり、また、本件対象文書につき、諮問庁が不開示とすべきであるとしている部分のうち、審査請求人が不開示とすることに異議はないとしている部分を除いた部分については、別表の２欄に掲げる部分は開示すべきであるが、その余の部分は不開示としたことが妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会
委員　杉　山　　治　樹
委員　堀　江　　正　之
委員　飯　島　　淳　子

（別表）

１　文書の区分		２　開示することが妥当な部分
文書１	１枚目	下から２行目
	４０枚目	１行目及び頁番号

諮問番号：令和４年（情）諮問第５号
事 件 名：特定の刑務所に対する過去１０年以内の食糧費等についての会計実地検査の結果に係る文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件
諮 問 日：令和　４年１０月１１日
答申番号：答申（情）第７３号
答 申 日：令和　５年１１月１７日

答申書

第１　審査会の結論

特定の刑務所（以下「Ａ刑務所」という。）に行った過去１０年以内の会計実地調査の結果（食糧費等に係る調査結果のみ希望）に係る文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号。以下「情報公開法」という。）第３条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が令和４年６月１４日付け４０普第１４０号により行った不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書等の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア　当方は検査の実施状況を求めているのではなく、（調査の結果）を求めた開示であり、どのような方法や状況で調査をしたかを求めた訳でなく、不開示の理由に当たらない。

イ　２年５月８日にＡ刑務所を所管する矯正管区長に対し同じ開示を求めたが、当該矯正管区長からは開示決定をされている。

ウ　会計実地検査の調査結果についての報告が矯正管区でさえ開示をしているのに会計検査院が不開示にするということは、法務省に対して便宜を図っていたからである。

エ　各省庁で行政文書の開示や不開示決定通知書には全て、各省庁の印鑑を機関長の氏名の右横に押印をしているが、私の不開示決定には機

関長の氏名と省（会計検査院）の押印も全くなく、どのような公文書でも決定、不決定の書類には、その判断等の決定をした責任者とその省庁等の押印のないものは､公文書になる前のただの書類であるから、私に届いた書類（不開示決定なる書類）は無効であるため、不開示決定の取消しを求める。

オ　他の省庁等は開示請求書を送ったときに（行政文書の名称等）の請求内容に、問題があったならば、(あなたが請求した公文書は不存在ですが、それでも開示を求める場合は印紙代が無駄になる可能性があります）又は（あなたの請求した公文書は、これこれの理由で不開示になる場合があります)、請求に近い公文書で○○という公文書は存在していますと教示してくれるが、会計検査院はそういう教示回答することなく処理した内容は不誠実である。

カ　情報公開制度の趣旨である説明責任を果たしていない。

キ　国民に対して正確な事実を知ることができるようにする義務があるところ、会計検査院はその義務を怠った。

ク　（情報公開法、第４章、第２２条）の行政文書の特定に資する情報の提供その他の開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとするところ、その責任と義務を怠った。

ケ　公文書の不適切な取扱いは平成３０年９月７日の改正により禁止になっている。

(2) 意見書

調査の結果を求めたものであり、実施方法等を求めた訳ではなく、調査の結果は公表するのが国民への義務であるし､国民は知る権利がある。

ただ公表できる所と不開示にすべき部分は理解できるが、調査の結果に問題がなかったのであれば作成してないため不存在ですでよい訳で、問題があったのならば施設側に改善命令をした結果を公表すべきであるところ、何も言わず教示もすることなくの不開示決定は適当ではない。

主権者の国民が正確な事実を知ることができるようにする義務があり、官僚によって都合が悪いから見せられないでは、情報公開制度の説明責任を果たしていることにならず、国民共有の知的資源として現在及び将来の国民に説明することを全うされるようにしなければならず、調査結果どころか公文書の存在、不存在すら説明せず、他の省庁のようにこのような内容から開示を継続なさると不開示になる可能性がありますとの教示もなく、第三者から見ると対象施設を庇っているようで、ただ出張料の交通費の無駄使いをしに行っているようにしか見えない言動で

あるので適当ではない。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　開示決定等の経緯

(1) 本件開示請求の概要

本件開示請求は、令和４年５月２２日付けで、Ａ刑務所に行った過去１０年以内の会計実地調査の結果（食糧費等に係る調査結果のみ希望）に係る文書の開示を求めたものである。

(2) 不開示決定（存否応答拒否）

処分庁は、検査報告等に掲記されている事項には、審査請求人が本件開示請求の対象とする指摘事項は存在しないことを確認した。そして、本件対象文書については、それが存在しているか否かを答えるだけで、特定の検査箇所に係る特定の検査事項に対する検査の実施状況等に関する情報（検査報告等において公表されている情報を除く。）を明らかにすることと同様になり、情報公開法第５条第６号（イ及び柱書き）に規定する不開示情報が開示されることになるため、情報公開法第８条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで不開示とする不開示決定を行った。処分庁が不開示とした理由は、後記２及び３と同様である。

(3) 審査請求の提起

審査請求人は、４年８月２０日付けで、上記不開示決定（存否応答拒否）を不服として審査請求を提起した。

２　審理・判断の過程を経ていない検査の結果等に関する情報の不公表

本件開示請求は、上記１(2)のとおり、検査報告等に掲記されていない事項に関する開示請求である。

会計検査院は、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経て検査報告等に掲記されたもの以外の検査の結果等に関する情報については、当該検査過程又は審理・判断の過程が継続しているか終了しているかにかかわらず、これを不公表とする取扱いをしている。これは、次の①から④までのような理由によるものである。

① 審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経たもの以外の検査の結果等に関する情報が外部に公表されるとすれば、会計検査院がその検査の結果等を検査報告等に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公表するに当たっては検査官会議の最終的な議決を経なければならないと規定し、その公表に慎重な姿勢をとっている会計検査院法（昭和２２年法律第７３号）の趣旨（同法第１１条第２号、第２９条等）に沿わ

ない結果を生ずることとなる。

② 会計検査院は、同院の実施した検査の結果等を検査報告等に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公表するに当たっては検査官会議の議決を経なければならないとする会計検査院法の趣旨を更に敷えんして、慎重かつ周到な審理・判断の過程を定めていることから、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経る前段階における検査の結果等に関する情報は、いずれの段階におけるものであっても同院の意思形成の過程における未成熟な情報である。

したがって、このような情報が外部に公表されるとすれば、検査の結果等に対する公正・慎重な審理・判断を確保するために慎重かつ周到な審理・判断の過程を定め、この審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た検査の結果等に関する情報のみを検査報告等に掲記し、正式な指摘事項等として公表することとしている会計検査院の取扱いの手続的な意味が失われることとなる。

③ 慎重かつ周到な審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経る前段階における検査の結果等に関する情報は、あくまでも検査の一過程又は審理・判断の一過程における未成熟な情報であり、その後の検査過程における十分な検査の実施に基づく検証又はこれに対する審理・判断の過程における慎重かつ周到な審理・判断を経たものではない（したがって、精度不十分な情報が含まれている場合が少なくなく、また、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た最終的・確定的な検査の結果等に関する情報とは指摘等の趣旨・態様等が異なる場合も少なくなく、さらに、必ずしも適切でない記述方法等によるものが含まれている場合も少なくない。）。そして、会計検査院が厳正かつ円滑な検査を実施し、検査過程又は審理・判断の過程において事実関係を正確に把握するとともに、当該事態に対する適切な評価を行うことを通じて事態の真の改善を図るためには、受検庁の理解と協力を得て必要かつ十分な各種の検査資料の収集・整備（検査に必要な情報の収集等を含む。）を図るとともに、当該検査の結果等について、受検庁との間で率直な意見の交換等を行う要があるが、このような同院と受検庁との間の率直な意見の交換等というものは、その内容（検査の結果等に関する未成熟な情報のほか、検査過程又は審理・判断の過程において作成又は取得された各種の検査資料ないし検査に必要な情報を含む。以下同じ。）の不公表（すなわち、当該意見の交換等の内容に関する情報が不開示情報であること）を前提として行われているものである。

したがって、このような会計検査院と受検庁との間の率直な意見の交換等の内容に関する情報が公になった場合には、受検庁一般の会計検査に対する理解及び協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感を呼び起こし、現在又は将来の検査過程における各種の検査資料の円滑な提出、検査に必要な情報の円滑な提供等を含む同院と受検庁との間の率直な意見の交換等に著しい支障を及ぼし、厳正かつ円滑な検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれがあり、また、外部の圧力、干渉等を招来して、検査の結果等に対する同院内部における公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれがある。

④　検査報告等に掲記され、会計検査院の正式な指摘事項等として公表される最終的・確定的な検査の結果等に関する情報以外の情報（すなわち、検査の一過程又は審理・判断の一過程における情報）の中には、同院の具体的な検査の着眼点、検査手法等の検査上の秘密に属する情報が含まれている場合も少なくない。

したがって、このような情報が公になった場合には、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、特定の検査事項に対する具体的な検査の着眼点、検査手法等の検査上の秘密に属する情報を受検庁に察知され、同院の実地検査前に関係者の口裏合わせ、関係書類の改ざんなどの仮装・隠蔽工作等の周到な実地検査対策を施され又は所要の検査資料の収集が阻害されるなどして、同院の厳正かつ効果的な検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3　本件不開示情報の不開示情報該当性に関する諮問庁の所見

(1) 情報公開法第５条第６号（イ及び柱書き）該当性

上記２のとおり、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経て検査報告等に掲記されたもの以外の検査の結果等に関する情報が公にされた場合には、会計検査院の検査の結果等に対する公正・慎重な審理・判断を確保するために設けられた周到かつ慎重な審理・判断の過程の手続的な意味が失われることになる。さらに、受検庁一般の会計検査に対する理解及び協力の前提を掘り崩し又は会計検査院に対する不信感を呼び起こし、現在又は将来の検査過程における各種の検査資料の円滑な提出、検査に必要な情報の円滑な提供等を含む同院と受検庁との間の率直な意見の交換等の実施に著しい支障を及ぼし、厳正かつ円滑な検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれがあり、また、外部の圧力、干渉等を招来して、検査の結果等に対する同院内部における公正・慎重な審

理・判断の確保に支障を及ぼすおそれがある。このほか、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、特定の検査事項に対する検査上の関心が具体的に明らかとなり、周到な実地検査対策を講じられるなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。

したがって、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経て検査報告等に掲記されたもの以外の検査の結果等に関する情報は、「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（情報公開法第５条第６号イ）があるものに該当するとともに、「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（情報公開法第５条第６号柱書き）であり、情報公開法第５条第６号（イ及び柱書き）が規定する不開示情報に該当する。

(2) 情報公開法第８条該当性

存否応答拒否処分とは、開示請求の対象文書の存否を明らかにするだけで一定の不開示情報を開示することとなる場合にのみ行うことができるものである（情報公開法第８条）。

本件開示請求は、検査報告等に掲記した事項以外の、特定の検査箇所に係る特定の検査事項に対する検査の結果に関する情報（Ａ刑務所における食糧費等に係る会計検査の一過程又は審理・判断の一過程における情報）について開示を求めるものであり、その存在又は不存在を回答するだけで、特定の検査事項について検査の実施状況等に関する情報が明らかとなり、それにより特定の検査事項に対する検査上の関心も具体的に明らかとなるものである。

そして、当該情報が明らかになると、上記(1)のとおり、現在又は将来の検査過程における検査の実施に著しい支障を及ぼすなどのおそれがあることから、本件開示請求に対して、対象文書の存在又は不存在を前提に開示決定又は不開示決定を行った場合には、情報公開法第５条第６号（イ及び柱書き）に規定する不開示情報を開示することとなる。

したがって、本件不開示決定は、情報公開法第８条の規定に該当し、適法なものと認められる。

(3) 諮問庁の所見

以上のとおり、本件不開示決定は適法であり、妥当なものであると考える。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和４年１０月１１日　諮問書の収受

②　令和５年　５月１５日　諮問庁から意見書を収受

③　　同年　５月２５日　審査請求人から意見書を収受

④　　同年　６月３０日　諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房法規課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議

⑤　　同年　７月２０日　審査請求人から資料を収受

⑥　　同年　７月２１日　審議

⑦　　同年　９月２０日　審議

⑧　　同年１１月１６日　審議

第５　審査会の判断の理由

１　諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書については、その存否を答えるだけで情報公開法第５条第６号（イ及び柱書き）の不開示情報を開示することとなるとして、情報公開法第８条に基づき、本件不開示決定（存否応答拒否）を行った。そして、この本件不開示決定に対する審査請求を受けて、諮問庁は、当審査会に対する諮問を行っている。

審査請求人は、本件不開示決定の取消しを求めているため、同決定を対象として、以下、その当否を検討することとする。

２　本件対象文書について

本件対象文書は、Ａ刑務所に行った過去１０年以内の会計実地調査の結果（食糧費等に係る調査結果のみ希望）に係る文書である。

当審査会において、会計検査院における検査の結果等の取りまとめに関する諸手続を確認したところ、同院の検査過程及び審理・判断の過程の内容は、次のとおりである。

すなわち、会計検査院が実施する実地検査の過程において、各検査担当者は、受検庁に対して、多岐にわたる質問、疑問を提示し、注意を行うなどするのが通常であるが、これら検査の結果等の全てが同院の正式な指摘事項等となるわけではない。受検庁に対して文書による質問を発して事実関係の確認、受検庁の見解の表明等を求める必要がある場合には、検査の結果等を整理して記載した照会文書を作成し、受検庁に発遣することとなる。そして、当該照会文書に対する受検庁の回答文書の内容についても十分に勘案した上、会計検査院の正式な指摘事項等として検査報告等に掲記

する必要がある場合には、更に、当該検査の結果等を検査報告事項案等に整理し、同院内部の審理・判断の過程に供することとなる。その後、多角的な観点からの審議・検討が繰り返し行われて、最終的な検査官会議の議決を経たもののみが検査報告等に掲記され、会計検査院の正式な指摘事項等として公表される。

したがって、本件開示請求は、過去１０年以内に、A刑務所の特定の費目（食糧費等）に関して会計検査院が何らかの検査を実施したとするならば、その検査の結果等について、同院の正式な指摘事項等として検査報告等に掲記するための検査過程又は審理・判断の過程における各段階で、作成、取得及び保有される文書の開示を求めるものであると認められる。

このため、A刑務所の特定の費目（食糧費等）に関する事項が過去の検査報告等に掲記されていないことを踏まえると、本件対象文書の存否を答えることは、会計検査院がA刑務所の特定の費目（食糧費等）に着眼して検査を行ったという事実の有無、すなわち、検査報告等に掲記されて正式な指摘事項等として公表されていない、同院の具体的な検査事項、検査の着眼点等を明らかにするとともに、当該検査事項に基づく実地検査の結果、不適切な事態とされたか否か、また、当該検査の結果等が、検査報告等に掲記される必要があるとして、同院内部の審理・判断の過程に供されたか否かなど、当該検査の具体的な結果や検査過程又は審理・判断の過程それ自体に関する情報をも明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

3　会計検査院の検査及び検査の結果等の取扱いなどについて

一般に、会計検査院の検査、検査の結果等の取扱い及びこれらに関する情報の取扱いなどについては、次のような事情が認められる。

(1) 会計検査院の検査

会計検査院が行う検査は、捜査機関による捜索・差押えとは異なり直接的、物理的な強制力の行使を伴うものではなく、同院では、検査過程において、受検庁に対して、具体的な検査の着眼点、検査内容等に基づき、口頭での説明を求めたり、意見交換を行ったりすることに加え、各種の検査資料の作成・提出を求めるなどして、事実関係の把握等を行っている。

そして、上記のような検査を実施した結果、会計経理上の疑義が生じた場合には、会計検査院が把握し、整理した事実関係、検査上生じた疑義、問題とされた事態及びその発生原因に関する所見等を記載した照会文書を受検庁に発遣し、照会文書に対する受検庁の回答を回答文書として受領するなどの過程を通じて、受検庁と継続的に討議を行っている。

これにより、会計検査院では、事実関係の正確な把握に努めるとともに、当該事態の発生とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有する受検庁との間で事態の認識や評価の共有を図り、真の発生原因を究明し、実効性のある是正改善方策を追求することなどを図っている。

(2) 検査の結果等の取扱い

実施した検査の結果等の取扱いについて、会計検査院では、内閣から独立して国等の会計検査を担当する専門機関としての同院の指摘等が及ぼす影響の大きさなどに鑑み、同院内部に何段階にもわたる慎重な審理・判断の過程を設け、様々な観点から審議を行っている。そして、会計検査院では、これら各段階における審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを検査報告等に掲記し、正式な指摘事項等として公表することとしている。

(3) 検査過程及び審理・判断の過程における情報の不公表の取扱い

会計検査院では、上記(1)及び(2)のような検査過程及び検査の結果等に対する審理・判断の過程を設けている意義を十全なものとするよう、すなわち、十分な情報・資料の収集、受検庁との率直な意見交換・討議を確保し、また、外部からの不当な圧力・干渉等を排除し、中立的な立場から厳正かつ公正に検査及び審理・判断を行うことができるよう、これらの過程における情報は外部に公表しないという立場をとっている。

(4) 会計検査における受検庁からの信頼

会計検査院が検査を遂行する上において、同院と受検庁とは、検査を実施する者と検査を受ける者という立場での緊張関係に立つ一方で、国等の会計経理の適正を期し、かつ、是正を図るという会計検査の目的を果たすために、一定の信頼関係・協力関係が必要であると考えられる。

会計検査院と受検庁との間では、検査の結果等に関する情報は、あくまで検査の一過程におけるものであって、最終的な結論と異なることの少なくない未成熟なものであるという前提がある。

そして、前記(2)のように、各段階における慎重な審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを検査報告等に掲記し、正式な指摘事項等としているというのが会計検査院の取扱いであり、この最終的な意思決定に至るまでの間においては、問題とされた事態について、事実関係の認識及びこれに対する評価を共有するなどのため、同院と受検庁との間で十分な情報・資料に基づいて率直な意見交換及び様々な角度からの十分な討議を行い、それらも踏まえて慎重な審理・判断を行うことが必要と認められる。

このため、検査過程において、検査資料の作成・提出、照会文書と回答文書の授受等を通じて行われる会計検査院と受検庁との間でのやり取りにおいては、十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等を確保することが必要となる。このようなことから、受検庁においては、特定の検査事項に関する検査資料や照会文書・回答文書の内容等は、そのまま外部に公表されるものではないという信頼の下で、会計検査院への資料の提出等を行っているものと認められる。

このような受検庁の会計検査院に対する信頼を前提とした、検査過程及び検査の結果等に関する審理・判断の過程における不公表の取扱いは、同院と受検庁との間での現在又は将来の検査過程における十分な情報・資料の提供及び収集と率直な意見交換等を確保する上で合理性を有すると認められる。

4　本件対象文書の存否応答拒否について

上記１から３までの事情を前提に、以下のとおり、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討することとする。

(1) 本件対象文書の存否を答えることは、前記２のとおり、検査報告等に掲記されて正式な指摘事項等として公表されていない、会計検査院の具体的な検査事項、検査の着眼点等を明らかにする結果を生じさせるが、このような情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、同院が現在又は将来において同種・類似の検査を行う場合の検査上の関心が推認され、受検庁においていわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

(2) また、本件対象文書の存否を答えることは、前記２のとおり、当該検査の具体的な結果や検査過程又は審理・判断の過程それ自体に関する情報をも明らかにする結果を生じさせるが、このような情報が公になった場合には、前記３(4)に記述した会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における情報の不公表の取扱いに対する受検庁の信頼を損なうことになり、今後の検査の実施に当たり、同院と受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあると認められる。

(3) さらに、諮問庁は、上記(2)のような支障は、当該検査に直接関係する特定の受検庁との関係においてのみならず、現在又は将来における受検庁一般との関係においても生じ得ると主張している。すなわち、会計検査院と受検庁との間の率直な意見の交換等の内容に関する情報が公に

なった場合には、受検庁一般の会計検査に対する理解及び協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感を呼び起こし、現在又は将来の検査過程における各種の検査資料の円滑な提出等を含む同院と受検庁との間の率直な意見の交換等、ひいては、検査の実施に支障を及ぼすおそれがあるなどと主張している。

受検庁によっては、検査の結果等が検査報告等に掲記されて公表されることを極力回避しようとするなどの場合には、資料の提出に難色を示したり、周到な検査対策を施したりといった不適切な会計検査対応が行われることもあるという事情も考慮すると、このような諮問庁の主張も相応の理由があると考えられる。

(4) そして、前記３(1)のように、会計検査院には、検査によって正確な事実を把握し、不適切な事態を単に摘発するのみならず、その真の発生原因を究明して、その是正改善を促すという積極的な機能が期待されている。このため、通常、事実関係等について最もよく知り得る立場にあり、また、当該事態とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有している受検庁との間で十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等を行うことは、会計検査院の検査にとって必須のものと認められる。

したがって、これらに支障が生じた場合には、会計検査院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効性のある是正改善方策を追求することなどに支障が生ずるおそれがあると認められる。

以上のことから、本件対象文書の存否に関する情報は、公にすることにより、情報公開法第５条第６号イに規定する検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められることから、同条第６号柱書き該当性について判断するまでもなく、本件対象文書の存否を答えることは、情報公開法に規定する不開示情報を開示することとなる。したがって、情報公開法第８条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したことは、妥当であると認められる。

５　審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

６　本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書の存否を答えるだけで情報公開法に規定

する不開示情報を開示することとなるとして、情報公開法第８条の規定に基づき開示請求を拒否した本件不開示決定は妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会
委員　杉　山　　治　樹
委員　堀　江　　正　之
委員　飯　島　　淳　子

諮問番号：令和４年（情）諮問第６号
事 件 名：「はじめての防衛白書」の発刊についての会計検査院の検査に係る資料等の不開示決定（不存在）に関する件
諮 問 日：令和　４年１０月２７日
答申番号：答申（情）第７４号
答 申 日：令和　５年１１月１７日

答申書

第１　審査会の結論

「はじめての防衛白書」の発刊に係る会計検査院による検査・監査・査証などの判る記録・資料等（以下「本件対象文書」という。）に対する開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、不存在を理由に不開示とした決定は、結論において妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号。以下「情報公開法」という。）第３条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が令和４年４月１５日付け４０普第９１号により行った不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

本件不開示決定に関して、「はじめての防衛白書」に係る検査・監査・査証等に係り、①防衛省から取り寄せた判断材料もなく記録・資料等を「作成できない」・「取得もしていない」・「保有さえ考えていない」のはなぜか、②その刊行に至る防衛省内部での厳しい検証もない、③文科省等との連携もない、④法的手続及び出納手順（税金の使途の明確性）の報告義務等を課すこともない、⑤その事由とする透明性・公開性・法的根拠性等を明らかにしないで済む問題か否か、⑥そもそも防衛費関連事務に係る会計検査院の社会的立場と使命的役割とは何か、⑦民衆・住民に向けての防衛関係費用・「はじめての防衛白書」の関連費用に係る【知る権利・情報へのアクセス権】の侵害であるのではないか、⑧「はじめての防衛白書」の内容・内実において違憲性・違反性・違法性を孕んでいるのではないか、

⑨一連の手続と発刊に至るまでに関係者が憲法尊重擁護義務を果たしていないのではないか、⑩防衛省関係者からの何らかの働きかけがあるのか、⑪防衛機密事項か、審査請求とする。

会計検査院における権限において、「はじめての防衛白書」に係る検査・監査・査証などが「できない」とするなら、それはなぜか。それらが「できない」事由及び基準・規定等とは何か、審査請求とする。

会計検査院に制度運営・機関運用の歴史的過程において、憲法前文と９条規定等の逸脱、違憲性・違反性・違法性があるとする検査・監査・査証を求めて審査請求とする。

会計検査院に所属する人々にとって、国家予算等総てを検査・監査・検証をするのには厳しい条件と制約があるなどは、審査請求人には想像・想定もできないが、せめて憲法規定と同院関係諸法によって軍事拡大予算の歯止めをすべきだと思うのだが、この度の審査請求人の請求事項に対して「作成・取得・保有をしていない」としての対応・応答とすることの不作為でもって位置付け・意味付けをしているとするなら、その本意あるいは本義とは何か、審査請求とする。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　開示決定等の経緯

(1) 本件開示請求に対する不開示決定

審査請求人は、令和４年２月２８日付けで本件開示請求を行った。

処分庁は、本件対象文書の探索を行い、本件開示請求に係る行政文書を作成等していないことを確認した。そして、処分庁は、本件対象文書を作成等しておらず、保有していないため、４年４月１５日付けで不開示決定を行った。

(2) 審査請求の提起

審査請求人は、４年６月１３日付けで、上記不開示決定を不服として審査請求を提起した。

２　審理・判断の過程を経ていない検査の結果等に関する情報の不公表

本件開示請求で開示が求められているものは、特定の検査事項に対する検査の結果等に関する情報が記載された行政文書であり、当該検査事項は検査報告等に掲記されていないものである。

会計検査院は、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経て検査報告等に掲記されたもの以外の検査の結果等に関する情報については、当該検査過程又は審理・判断の過程が継続しているか終了しているかにかかわらず、これを不公表とする取扱いをしている。これは、次の①か

ら④までのような理由によるものである。

① 審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経たもの以外の検査の結果等に関する情報が外部に公表されるとすれば、会計検査院がその検査の結果等を検査報告等に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公表するに当たっては検査官会議の最終的な議決を経なければならないと規定し、その公表に慎重な姿勢をとっている会計検査院法（昭和２２年法律第７３号）の趣旨（同法第１１条第２号、第２９条等）に沿わない結果を生ずることとなる。

② 会計検査院は、同院の実施した検査の結果等を検査報告等に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公表するに当たっては検査官会議の議決を経なければならないとする会計検査院法の趣旨を更に敷えんして、慎重かつ周到な審理・判断の過程を設けていることから、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経る前段階における検査の結果等に関する情報は、いずれの段階におけるものであっても同院の意思形成の過程における未成熟な情報である。

したがって、このような情報が外部に公表されるとすれば、検査の結果等に対する公正・慎重な審理・判断を確保するために慎重かつ周到な審理・判断の過程を設け、この審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た検査の結果等に関する情報のみを検査報告等に掲記し、正式な指摘事項等として公表することとしている会計検査院の取扱いの手続的な意味が失われることとなる。

③ 慎重かつ周到な審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経る前段階における検査の結果等に関する情報は、あくまでも検査の一過程又は審理・判断の一過程における未成熟な情報であり、その後の検査過程における十分な検査の実施に基づく検証又はこれに対する審理・判断の過程における慎重かつ周到な審理・判断を経たものではない（したがって、精度不十分な情報が含まれている場合が少なくなく、また、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た最終的・確定的な検査の結果等に関する情報とは指摘等の趣旨・態様等が異なる場合も少なくなく、さらに、必ずしも適切でない記述方法等によるものが含まれている場合も少なくない。）。そして、会計検査院が厳正かつ円滑な検査を実施し、検査過程又は審理・判断の過程において事実関係を正確に把握するとともに、当該事態に対する適切な評価を行うことを通じて事態の真の改善を図るためには、受検庁の理解と協力を得て必要かつ十分な各種の検査資料の収集・整備（検査に必要な情報の収集等を含

む。）を図るとともに、当該検査の結果等について、受検庁との間で率直な意見の交換等を行う要があるが、このような同院と受検庁との間の率直な意見の交換等というものは、その内容（検査の結果等に関する未成熟な情報のほか、検査過程又は審理・判断の過程において作成又は取得された各種の検査資料ないし検査に必要な情報を含む。以下同じ。）の不公表（すなわち、当該意見の交換等の内容に関する情報が不開示情報であること）を前提として行われているものである。

したがって、このような会計検査院と受検庁との間の率直な意見の交換等の内容に関する情報が公になった場合には、受検庁一般の会計検査に対する理解及び協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感を呼び起こし、現在又は将来の検査過程における各種の検査資料の円滑な提出、検査に必要な情報の円滑な提供等を含む同院と受検庁との間の率直な意見の交換等に著しい支障を及ぼし、厳正かつ円滑な検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれがあり、また、外部の圧力、干渉等を招来して、検査の結果等に対する同院内部における公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれがある。

④　検査報告等に掲記され、会計検査院の正式な指摘事項等として公表される最終的・確定的な検査の結果等に関する情報以外の情報（すなわち、検査の一過程又は審理・判断の一過程における情報）の中には、同院の具体的な検査の着眼点、検査手法等の検査上の秘密に属する情報が含まれている場合も少なくない。

したがって、このような情報が公になった場合には、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、特定の検査事項に対する具体的な検査の着眼点、検査手法等の検査上の秘密に属する情報を受検庁に察知され、同院の実地検査前に関係者の口裏合わせ、関係書類の改ざんなどの仮装・隠蔽工作等の周到な実地検査対策を施され又は所要の検査資料の収集が阻害されるなどして、同院の厳正かつ効果的な検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3　本件不開示決定についての諮問庁の所見

(1) 情報公開法第５条第６号（イ及び柱書き）該当性

上記２のとおり、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経て検査報告等に掲記されたもの以外の検査の結果等に関する情報が公にされた場合には、会計検査院の検査の結果等に対する公正・慎重な審理・判断を確保するために設けられた周到かつ慎重な審理・判断の過

程の手続的な意味が失われることになる。さらに、受検庁一般の会計検査に対する理解及び協力の前提を掘り崩し又は会計検査院に対する不信感を呼び起こし、現在又は将来の検査過程における各種の検査資料の円滑な提出、検査に必要な情報の円滑な提供等を含む同院と受検庁との間の率直な意見の交換等の実施に著しい支障を及ぼし、厳正かつ円滑な検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれがあり、また、外部の圧力、干渉等を招来して、検査の結果等に対する同院内部における公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれがある。このほか、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、特定の検査事項に対する検査上の関心が具体的に明らかとなり、周到な実地検査対策を講じられるなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。

したがって、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経て検査報告等に掲記されたもの以外の検査の結果等に関する情報は、「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（情報公開法第５条第６号イ）があるものに該当するとともに、「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（情報公開法第５条第６号柱書き）であり、情報公開法第５条第６号（イ及び柱書き）が規定する不開示情報に該当する。

(2) 情報公開法第８条該当性

存否応答拒否処分とは、開示請求の対象文書の存否を明らかにするだけで一定の不開示情報を開示することとなる場合にのみ行うことができるものである（情報公開法第８条）。

本件開示請求は、検査報告等に掲記した事項以外の、特定の検査事項に対する検査の結果等に関する情報（「はじめての防衛白書」の発刊に係る検査の一過程又は審理・判断の一過程における情報）について開示を求めるものであり、その存在又は不存在を回答するだけで、特定の検査事項について検査の実施状況等に関する情報が明らかとなり、それにより特定の検査事項に対する検査上の関心も具体的に明らかとなるものである。

そして、当該情報が明らかになると、上記(1)のとおり、現在又は将来の検査過程における検査の実施に著しい支障を及ぼすなどのおそれがあることから、本件開示請求に対して、対象文書の存在又は不存在を前

提に開示決定又は不開示決定を行った場合には、情報公開法第５条第６号（イ及び柱書き）に規定する不開示情報を開示することとなる。

したがって、本件開示請求については、情報公開法第８条の規定に基づき存否応答拒否処分とするのが妥当であったと認められる。

(3) 本件不開示決定について

上記(2)のとおり、本件開示請求は、本来存否応答拒否処分とすべきであったものと認められる。しかし、本件については、本件対象文書を保有していないことを明らかにした上で不開示決定を行っており、このような場合においては、改めて本件不開示決定を取り消して存否応答拒否処分とする意味はないため、本件不開示決定は結論において妥当であると認められる。

(4) 諮問庁の所見

以上のとおり、本件不開示決定は結論において妥当であり、維持することが適当と考えられる。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和４年１０月２７日　諮問書の収受
②　令和５年　６月１５日　諮問庁から意見書を収受
③　　同年　７月　４日　諮問庁から資料を収受
④　　同年　７月２１日　諮問庁の職員（会計検査院第２局防衛検査第１課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議
⑤　　同年　９月２０日　審議
⑥　　同年１１月１６日　審議

第５　審査会の判断の理由

１　諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を作成等しておらず、保有していないとして、本件不開示決定を行った。そして、この本件不開示決定に対する審査請求を受けて、諮問庁は、当審査会に対する諮問を行っている。

審査請求人は、本件不開示決定の取消しを求めているところ、諮問庁は、本件開示請求については、本件対象文書の存否を答えるだけで情報公開法第５条第６号（イ及び柱書き）の不開示情報を開示することとなるとして、本来、情報公開法第８条に基づき存否応答拒否処分とすべきであったとしていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の当否を検討することとする。

2　本件対象文書について

本件対象文書は、「はじめての防衛白書」の発刊に係る会計検査院による検査・監査・査証などの判る記録・資料等である。

当審査会において、会計検査院における検査の結果等の取りまとめに関する諸手続を確認したところ、同院の検査過程及び審理・判断の過程の内容は、次のとおりである。

すなわち、会計検査院が実施する実地検査の過程において、各検査担当者は、受検庁に対して、多岐にわたる質問、疑問を提示し、注意を行うなどするのが通常であるが、これら検査の結果等の全てが同院の正式な指摘事項等となるわけではない。受検庁に対して文書による質問を発して事実関係の確認、受検庁の見解の表明等を求める必要がある場合には、検査の結果等を整理して記載した照会文書を作成し、受検庁に発遣することとなる。そして、当該照会文書に対する受検庁の回答文書の内容についても十分に勘案した上、会計検査院の正式な指摘事項等として検査報告等に掲記する必要がある場合には、更に、当該検査の結果等を検査報告事項案等に整理し、同院内部の審理・判断の過程に供することとなる。その後、多角的な観点からの審議・検討が繰り返し行われて、最終的な検査官会議の議決を経たもののみが検査報告等に掲記され、会計検査院の正式な指摘事項等として公表される。

したがって、本件開示請求は、「はじめての防衛白書」の発刊に関して、会計検査院が何らかの検査を実施したとするならば、その検査の結果等について、同院の正式な指摘事項等として検査報告等に掲記するための検査過程又は審理・判断の過程における各段階で、作成、取得及び保有される文書の開示を求めるものであると認められる。

このため、「はじめての防衛白書」の発刊に関する事項が過去の検査報告等に掲記されていないことを踏まえると、本件対象文書の存否を答えることは、会計検査院が「はじめての防衛白書」の発刊に着眼して検査を行ったという事実の有無、すなわち、検査報告等に掲記されて正式な指摘事項等として公表されていない、同院の具体的な検査事項、検査の着眼点等を明らかにするとともに、当該検査事項に基づく実地検査の結果、不適切な事態とされたか否か、また、当該検査の結果等が、検査報告等に掲記される必要があるとして、同院内部の審理・判断の過程に供されたか否かなど、当該検査の具体的な結果や検査過程又は審理・判断の過程それ自体に関する情報をも明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

3　会計検査院の検査及び検査の結果等の取扱いなどについて

一般に、会計検査院の検査、検査の結果等の取扱い及びこれらに関する情報の取扱いなどについては、次のような事情が認められる。

(1) 会計検査院の検査

会計検査院が行う検査は、捜査機関による捜索・差押えとは異なり直接的、物理的な強制力の行使を伴うものではなく、同院では、検査過程において、受検庁に対して、具体的な検査の着眼点、検査内容等に基づき、口頭での説明を求めたり、意見交換を行ったりすることに加え、各種の検査資料の作成・提出を求めるなどして、事実関係の把握等を行っている。

そして、上記のような検査を実施した結果、会計経理上の疑義が生じた場合には、会計検査院が把握し、整理した事実関係、検査上生じた疑義、問題とされた事態及びその発生原因に関する所見等を記載した照会文書を受検庁に発遣し、照会文書に対する受検庁の回答を回答文書として受領するなどの過程を通じて、受検庁と継続的に討議を行っている。

これにより、会計検査院では、事実関係の正確な把握に努めるとともに、当該事態の発生とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有する受検庁との間で事態の認識や評価の共有を図り、真の発生原因を究明し、実効性のある是正改善方策を追求することなどを図っている。

(2) 検査の結果等の取扱い

実施した検査の結果等の取扱いについて、会計検査院では、内閣から独立して国等の会計検査を担当する専門機関としての同院の指摘等が及ぼす影響の大きさなどに鑑み、同院内部に何段階にもわたる慎重な審理・判断の過程を設け、様々な観点から審議を行っている。そして、会計検査院では、これら各段階における審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを検査報告等に掲記し、正式な指摘事項等として公表することとしている。

(3) 検査過程及び審理・判断の過程における情報の不公表の取扱い

会計検査院では、上記(1)及び(2)のような検査過程及び検査の結果等に対する審理・判断の過程を設けている意義を十全なものとするよう、すなわち、十分な情報・資料の収集、受検庁との率直な意見交換・討議を確保し、また、外部からの不当な圧力・干渉等を排除し、中立的な立場から厳正かつ公正に検査及び審理・判断を行うことができるよう、これらの過程における情報は外部に公表しないという立場をとっている。

(4) 会計検査における受検庁からの信頼

会計検査院が検査を遂行する上において、同院と受検庁とは、検査を

実施する者と検査を受ける者という立場での緊張関係に立つ一方で、国等の会計経理の適正を期し、かつ、是正を図るという会計検査の目的を果たすために、一定の信頼関係・協力関係が必要であると考えられる。

会計検査院と受検庁との間では、検査の結果等に関する情報は、あくまで検査の一過程におけるものであって、最終的な結論と異なることの少なくない未成熟なものであるという前提がある。

そして、前記(2)のように、各段階における慎重な審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを検査報告等に掲記し、正式な指摘事項等としているというのが会計検査院の取扱いであり、この最終的な意思決定に至るまでの間においては、問題とされた事態について、事実関係の認識及びこれに対する評価を共有するなどのため、同院と受検庁との間で十分な情報・資料に基づいて率直な意見交換及び様々な角度からの十分な討議を行い、それらも踏まえて慎重な審理・判断を行うことが必要と認められる。

このため、検査過程において、検査資料の作成・提出、照会文書と回答文書の授受等を通じて行われる会計検査院と受検庁との間でのやり取りにおいては、十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等を確保することが必要となる。このようなことから、受検庁においては、特定の検査事項に関する検査資料や照会文書・回答文書の内容等は、そのまま外部に公表されるものではないという信頼の下で、会計検査院への資料の提出等を行っているものと認められる。

このような受検庁の会計検査院に対する信頼を前提とした、検査過程及び検査の結果等に関する審理・判断の過程における不公表の取扱いは、同院と受検庁との間での現在又は将来の検査過程における十分な情報・資料の提供及び収集と率直な意見交換等を確保する上で合理性を有すると認められる。

4　本件対象文書の存否応答拒否について

(1) 上記１から３までの事情を前提に、以下のとおり、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討することとする。

ア　本件対象文書の存否を答えることは、前記２のとおり、検査報告等に掲記されて正式な指摘事項等として公表されていない、会計検査院の具体的な検査事項、検査の着眼点等を明らかにする結果を生じさせるが、このような情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、同院が現在又は将来において同種・類似の検査を行う場合の検査上の関心が推認され、受検庁においていわゆる検査対策を講

ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

イ　また、本件対象文書の存否を答えることは、前記２のとおり、当該検査の具体的な結果や検査過程又は審理・判断の過程それ自体に関する情報をも明らかにする結果を生じさせるが、このような情報が公になった場合には、前記３(4)に記述した会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における情報の不公表の取扱いに対する受検庁の信頼を損なうことになり、今後の検査の実施に当たり、同院と受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあると認められる。

ウ　さらに、諮問庁は、上記イのような支障は、当該検査に直接関係する特定の受検庁との関係においてのみならず、現在又は将来における受検庁一般との関係においても生じ得ると主張している。すなわち、会計検査院と受検庁との間の率直な意見の交換等の内容に関する情報が公になった場合には、受検庁一般の会計検査に対する理解及び協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感を呼び起こし、現在又は将来の検査過程における各種の検査資料の円滑な提出等を含む同院と受検庁との間の率直な意見の交換等、ひいては、検査の実施に支障を及ぼすおそれがあるなどと主張している。

受検庁によっては、検査の結果等が検査報告等に掲記されて公表されることを極力回避しようとするなどの場合には、資料の提出に難色を示したり、周到な検査対策を施したりといった不適切な会計検査対応が行われることもあるという事情も考慮すると、このような諮問庁の主張も相応の理由があると考えられる。

エ　そして、前記３(1)のように、会計検査院には、検査によって正確な事実を把握し、不適切な事態を単に摘発するのみならず、その真の発生原因を究明して、その是正改善を促すという積極的な機能が期待されている。このため、通常、事実関係等について最もよく知り得る立場にあり、また、当該事態とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有している受検庁との間で十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等を行うことは、会計検査院の検査にとって必須のものと認められる。

したがって、これらに支障が生じた場合には、会計検査院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効性のある是正改善方策を追求することなどに支障

が生ずるおそれがあると認められる。

以上のことから、本件対象文書の存否に関する情報は、公にすることにより、情報公開法第５条第６号イに規定する検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められることから、同条第６号柱書き該当性について判断するまでもなく、本件対象文書の存否を答えることは、情報公開法に規定する不開示情報を開示することとなる。したがって、処分庁は、本来、情報公開法第８条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきであったと認められる。

(2) 本件開示請求については、上記(1)のとおり、本来、存否応答拒否処分とすべきであったと認められるが、処分庁は、本件不開示決定において本件対象文書の存否を明らかにしており、このような場合においては、本件不開示決定を取り消して改めて情報公開法第８条の規定を適用する意味はなく、本件対象文書を保有していないとして不開示としたことは、結論において妥当といわざるを得ない。

５　審査請求人のその他の主張について

本件審査請求は、本件対象文書を作成等しておらず、保有していないとする不開示決定を不服として提起されたものであるが、審査請求人は、会計検査院における本件対象文書の存在を主張しているというよりも、むしろ、同院において会計検査を実施した上で、本件開示請求に対応すべきであると主張していることがうかがわれる。

情報公開法第３条は、行政機関の長に対する開示請求の対象を「当該行政機関の保有する行政文書」と規定し、行政機関が保有する行政文書について開示請求に対応することを明確にするとともに、情報公開法第９条第２項は、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書を保有していないときは「開示をしない旨の決定」をする旨を規定している。

したがって、会計検査院は、開示請求に係る手続において、開示請求に係る行政文書を保有していない場合に、改めて会計検査を行うなどして同文書を作成・取得した上で開示決定等を行う必要はないものである。

また、審査請求人は、その他種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

６　本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、不存在を理由に不開示とした本件不開示決定について、諮問庁が、その存否を答えるだけで情報公開法に

規定する不開示情報を開示することとなるとして、情報公開法第８条の規定に基づきその存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったとしていることについては、本件対象文書の存否に関する情報は情報公開法第５条第６号イに該当すると認められるので、本件不開示決定は、結論において妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会
委員　杉　山　　治　樹
委員　堀　江　　正　之
委員　飯　島　　淳　子

諮問番号：令和４年（情）諮問第３号
　　令和４年（情）諮問第４号
事 件 名：令和２年度決算検査報告（労災診療費に関するもの）に伴い厚生労働省が発出した特定の通知に記載されている指摘事項について、診療項目別の件数・金額が分かる文書の一部開示決定に関する件
　　令和３年に実施された会計実地検査において、特定の検査項目に関し厚生労働省が回答した文書の不開示決定に関する件
諮 問 日：令和　４年　７月２１日
答申番号：答申（情）第７５号（令和４年（情）諮問第３号）
　　答申（情）第７６号（令和４年（情）諮問第４号）
答 申 日：令和　６年　１月２６日

答申書

第１　審査会の結論

１　令和４年（情）諮問第３号関係

「会計検査院による令和２年度決算検査報告（労災診療費に関するもの）に伴い厚生労働省が会計検査院に発出した通知（令和４年２月１５日労災発０２１５第１号の記の第６の１４（１）に記載されている『指摘』の診療項目別の件数・金額がわかるもの）」の開示請求（以下「３号開示請求」という。）に係る対象文書として特定された下記の①及び②の文書（以下「３号対象文書」という。）につき、それぞれその一部を不開示とした決定は妥当である。

①　実地検査の結果について（令和３年７月１９日付け３２普第１４７号。以下「文書１」という。）

②　実地検査の結果について（回答）（令和３年７月３０日付け基発０７３０第３１号。以下「文書２」という。）

２　令和４年（情）諮問第４号関係

「労災運営で適正給付管理対策にかかわって、令和３年に実施された会計検査院の検査、照会、取扱いなどにかんする一切（厚生労働省が会計検査院に回答したもの）の文書。令和４．２．１５労災発０２１５第１号記の第６の１５記載の件。」の開示請求（以下「４号開示請求」という。）に係る対象文書として特定された文書（以下「４号対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

1　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号。以下「情報公開法」という。）第３条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が令和４年４月７日付け４０普第８２号により行った一部開示決定（３号開示請求に係るもの。以下「３号一部開示決定」という。）について、不開示とした部分の決定の取消しを求めるとともに、同事務総長が４年４月７日付け４０普第８３号により行った不開示決定（４号開示請求に係るもの。以下「４号不開示決定」という。）について、その取り消しを求めるというものである。

2　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主な理由は、審査請求書等の記載及び審査請求人による口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア　３号開示請求は、厚生労働省の通達に引用される同省の対応に関わる文書を開示請求したものである。労災保険は被災労働者の保護に資するべきものであるにもかかわらず、別紙（財務省予算執行調査公表資料等）のとおり財務省が介入し、会計検査院も介入している。

医療機関の労災診療費の査定が恣意的であるところ、本件を開示しなければ、真に誤算定なのか、厚生労働省の対応が不当なのか判別できない。

不開示に近いので、具体的にいかなる法的理由による処分なのかも分からない。

なお、厚生労働省労働基準局長名の文書も不開示なのは、厚生労働大臣として判断すべきではないか。

イ　４号開示請求は、厚生労働省の通達に引用される適正給付管理対策に関わる会計検査院の文書を開示請求したものである。

「適正」給付管理対策というのは、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号。以下「労災保険法」という。）の迅速「公正」の原則から外れたものであり、財務省が、そして今度は会計検査院が介入するものである。

労災保険は被災労働者の保護に資するものでなければならず、補償打切りを鼓舞するようなやり方は認められない。

上記に関わる文書を不開示にすることは許されず、また不開示の具体的な理由も分からない。

(2) 意見書及び口頭意見陳述

厚生労働省の「適正給付管理」は、労災保険法の迅速・「公正」の精神と異なる、労災給付の打切りの側面が強い。

被災者の権利と生活を守る観点から、以下のとおり述べる。

ア　財務省と会計検査院から重複した介入

近接した時期において、二つの役所から同様の労災給付節約が企図されるのは、異常である。４号不開示決定について、なぜ財務省と別に会計検査院も検査を行ったのか疑問であるため、その点を開示していただきたい。財務省の予算執行調査の調査票等は開示されながら、会計検査院が隠蔽するのは問題である。

イ　会計検査院と厚生労働省の関係

かつて、福島原発事故後に、経済産業省が厚生労働省に圧力をかけて、原発労働者に更なる被曝を求めた。それは、厚生労働省の開示資料で分かった。

３号一部開示決定については、会計検査院の文書は検査した個々の医療機関が誤っていたりする話でもあるため、そこの個別のものまで全部開示しろとは思っていないが、厚生労働省の文書は同省自身が出しているものであるから、開示していただきたい。厚生労働省側が開示せずに、会計検査院が一括して隠蔽するのは問題があると考える。

４号不開示決定については、全部不開示とされているので何をどうしたのか分からない。令和４年３月１日付けの厚生労働省の事務連絡を見る限り、開示しても諮問庁の主張するような支障は特にないと思われるため、部分開示でもよいので開示していただきたい。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　開示決定等の経緯

(1) ３号一部開示決定

ア　事案の移送

３号開示請求は、令和４年２月１９日付けで、厚生労働大臣に対し行われたものであり、これに対し、厚生労働大臣は、３号対象文書として文書１及び文書２を特定した上で、３号対象文書に記録されている情報は会計検査院の検査に関するものであり、同院において開示決定等の判断を行うことが適当であるとして、情報公開法第１２条第１項の規定に基づき、4年３月１６日付けで、処分庁に事案を移送した。

イ　３号対象文書の概要

文書１は、会計検査院が会計検査院法（昭和２２年法律第７３号）第２６条の規定により厚生労働省に対して発遣した照会文書であり、

文書２は照会文書に対する同省の回答文書の写しである。

ウ　一部開示決定

事案の移送を受けた処分庁は、「開示・不開示に関する審査に時間を要することから、３０日以内に開示決定等をすることができないため」として、情報公開法第１０条第２項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長し、審査請求人に対して、延長後の期限が４年４月２５日であることを通知した。

そして、処分庁は、３号対象文書について、４年４月７日付けで、文書１に記録された情報のうち照会文書の内容が記録された部分及び文書２に記録された情報のうち回答文書の内容が記録された部分（以下「本件不開示情報１」という。）については、後記３(1)と同様の理由により不開示とし、その他の情報が記録された部分については開示とする一部開示決定を行った。

(2) ４号不開示決定

ア　事案の移送

４号開示請求は、４年２月１９日付けで、厚生労働大臣に対し行われたものであり、これに対し、厚生労働大臣は、４号対象文書を特定した上で、４号対象文書に記録されている情報（以下「本件不開示情報２」という。）は、会計検査院の検査に関するものであり、同院において開示決定等の判断を行うことが適当であるとして、情報公開法第１２条第１項の規定に基づき、４年３月２２日付けで、処分庁に事案を移送した。

イ　４号対象文書の概要

４号対象文書は、会計検査院が実施した検査過程で、その内容の不公表を前提として、厚生労働省が作成するなどした検査資料である。

ウ　不開示決定

事案の移送を受けた処分庁は、４号対象文書について、後記３(2)と同様の理由により、４年４月７日付けで不開示決定を行った。

(3) 審査請求の提起

審査請求人は、上記３号一部開示決定及び４号不開示決定を不服とし、４年６月１８日付けで、それぞれ審査請求を提起した。

２　検査過程又は審理・判断の過程で作成又は取得された文書の一般的な不開示情報該当性

一般に、検査過程又は審理・判断の過程で作成又は取得された文書が開示され、その内容等に関する情報が公になった場合には、次の(1)から(3)

までのようなおそれがある。

(1) 会計検査院による正確な事実の把握を困難にするなどのおそれ

一般に、会計検査院の検査活動は、その性質上一定の密行性ないし秘密性を有するものであり、特定の検査事項に対する具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等に関する情報（当該検査の結果等に関する詳細な事実関係やその分析結果、検査結果の取りまとめの方法等各種の検査上のノウハウに関する情報を含む。以下同じ。）については、いずれも検査上の秘密に属する情報であって、これらについては、現在又は将来の検査過程における同種又は類似の検査事項に対する厳正かつ効果的な会計検査の実施のために同院内部に蓄積され、外部には秘匿されるべき性質のものである。

したがって、検査過程又は審理・判断の過程で作成又は取得された文書に含まれている具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等に関する情報が公になった場合には、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、特定の検査事項に対する具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等の検査上の秘密に属する情報を受検庁に察知され、受検庁において関係者の口裏合わせ、関係書類の改ざんなどの仮装・隠蔽工作等の周到な検査対策を講じたり、所要の検査資料の収集を阻害したりすることなどが可能となり、①厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、同院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとともに、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、②会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施するに当たり、当該受検庁や他の受検庁に不当に利益を与えるおそれがある。

(2) 受検庁の会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩すなどのおそれ

会計検査院が実施する会計検査は、捜査機関が行う犯罪捜査等とは異なり、強制処分等の権限を背景として行われるものではなく、受検庁の理解及び協力を得て行われるものである。

したがって、会計検査の実施に当たっては、会計検査院が「常時」会計検査を実施し、「会計経理を監督し、その適正を期し、且つ、是正を図る」（会計検査院法第２０条第２項）という会計検査の目的を適切かつ効果的に達成するよう、受検庁と一定の協力関係・信頼関係に立つことが必要である。

そして、受検庁においては、会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査内容等に関する情報の不公表を前提として同院の会計検査に協力し、各種の検査資料を提出したり、検査内容等に関する相互の率直な意見の交換等を行ったりしている。

したがって、このような情報が公になった場合には、このような情報の不公表に対する当該会計検査に係る受検庁はもとより受検庁一般の信頼を損ね、会計検査院の会計検査に対する受検庁の理解及び協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感を呼び起こし、①現在又は将来の検査過程における検査に必要な情報の円滑な提供等を含む検査内容等に関する同院と受検庁との間の相互の率直な意見の交換等の実施に著しい支障を及ぼすおそれがあり、また、②事実関係の正確な把握及びこれに対する適切な評価の共有、ひいては不適切な会計経理の原因の究明、会計検査の目的の適切かつ効果的な実現に著しい支障を及ぼすおそれ、すなわち、同院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとともに、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査内容等に関する情報は、以後継続される検査過程又は審理・判断の過程における事実関係の把握が十分でない段階の検査内容等が含まれているものである。

したがって、このような情報が公になった場合には、当該情報が会計検査院の公式見解であるかのように受け取られ、国民一般に誤解を与えて、不当に国民の間に混乱をもたらすおそれがあり、また、当該会計検査に係る受検庁に不当に不利益を及ぼすおそれがある。

(3) 公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすなどのおそれ

会計検査院は、国等の機関の会計検査を担当する専門機関として「常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、且つ、是正を図る」ことを使命とするものとされているところ、同院の検査は、意思決定機関である検査官会議の指揮監督の下に実施するものとされており、また、同院の検査の結果等については、その全てを公表することとされているものではなく、検査官会議の議決を経た最終的・確定的なもののみを各年度の検査報告等に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公表するものとされている。

これは、当該検査の結果等の公表については、それが国等の予算編成又は法律、政策ないし事業の改廃等多方面に及ぼす影響の大きさなどに

鑑み、外部の圧力・干渉等を排除した独立・専門的立場から公正・慎重な審理・判断に基づき行われる要があることから、検査官会議の議決を経た最終的・確定的なもののみを各年度の検査報告等に掲記し、会計検査院の正式な指摘事項等として公表することとして、同院の職権行使の独立性及び適正性を確保する要があるからである。

そして、会計検査院は、このような会計検査院法の趣旨を踏まえて、その実施した検査の結果等を検査報告等に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公表するに当たっては、最終的な検査官会議の議決を経るまでに、同院内部に慎重かつ周到な審理・判断の過程を設けている。

したがって、このような検査報告等に掲記され、会計検査院の正式な指摘事項等として公表される最終的・確定的な検査の結果等に関する情報以外の情報が公になった場合には、検査の結果等に対する公正・慎重な審理・判断を確保するため、同院内部に周到かつ慎重な審理・判断の過程を設け、この審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た検査の結果等に関する情報のみを検査報告等に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公表することとしている同院の取扱いの手続的な意義を損ね、同院に対する外部の不当な圧力・干渉等を招来するなどして、①厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、同院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとともに、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、②検査官会議その他同院内部に所定の審理・判断の過程の各段階における検査の結果等に対する評価、当該検査の結果等を同院の正式な指摘事項等として検査報告等に掲記し、公表することの適否等に関する率直な意見の交換が不当に損なわれ、ひいては、これらに関する同院の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

3　本件不開示情報の不開示情報該当性に関する諮問庁の所見

(1) 本件不開示情報１の不開示情報該当性

３号対象文書は、厚生労働省の特定の検査事項に係る照会文書及び回答文書の写しである。そして、３号対象文書に記録された内容のうち本件不開示情報１は、厚生労働省の特定の検査事項に係る具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等に関する情報、検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査の結果等に関する情報等である。

ア　情報公開法第５条第６号（イ及び柱書き）該当性

会計検査院は、憲法及び会計検査院法の定めるところにより、国等

の会計検査を担当する国の機関であり、また、上記のとおり、本件不開示情報１は、同院が検査を実施した厚生労働省の特定の検査事項に係る具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等に関する情報が含まれることから、情報公開法第５条第６号イが規定する「国の機関」が行う「検査」に係る「事務」に関する情報に該当する。

そして、本件不開示情報１が公になった場合には、会計検査院が検査を実施した厚生労働省の特定の検査事項に係る具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等に関する情報、検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査の結果等に関する情報等が明らかにされることとなる。その結果、前記２(1)、(2)及び(3)のとおり、厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、会計検査院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（情報公開法第５条第６号イ）があるとともに、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法第５条第６号柱書き）がある。

したがって、当該情報は、情報公開法第５条第６号が規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「公にすることにより」、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（第６号イ）及び「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」（第６号柱書き）があるものに該当し、不開示情報となるものである。

イ　情報公開法第５条第５号該当性

会計検査院は、検査の結果等については、検査過程において作成又は取得した検査資料等も含めて十分な検討を行うとともに、受検庁との間で率直な意見の交換等を行うなどした上で、これを周到かつ慎重な審理・判断の過程に供することとしており、前記のとおり、３号対象文書は、厚生労働省の特定の検査事項に係る照会文書及び回答文書の写しであり、本件不開示情報１は、同院と同省との間で意見の交換等を行った事項等が含まれることから、情報公開法第５条第５号が規定する「国の機関」の「内部又は相互間」における「審議、検討又は協議に関する情報」に該当し、次の(ｱ)から(ｴ)までのとおり、不開示情報となるものである。

(ｱ) 当該不開示部分が公になった場合には、前記２(3)のとおり、検査官会議その他会計検査院内部の所定の審理・判断の過程の各段階

における検査の結果等に対する評価、当該検査の結果等を同院の正式な指摘事項等として検査報告等に掲記し、公表することの適否等に関する率直な意見の交換が不当に損なわれ、ひいては、これらに関する同院の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ（情報公開法第５条第５号）がある。

したがって、当該情報は、情報公開法第５条第５号が規定する「公にすることにより」、審理・判断の過程における「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があるものに該当し、不開示情報となるものである。

(ｲ) 当該不開示部分が公になった場合には、前記２(2)のとおり、現在又は将来の検査過程における検査に必要な情報の円滑な提供等を含む検査内容等に関する会計検査院と受検庁との間の相互の率直な意見の交換等の実施に著しい支障を及ぼすおそれ（情報公開法第５条第５号）がある。

したがって、当該情報は、情報公開法第５条第５号が規定する「公にすることにより」、検査過程又は審理・判断の過程における「率直な意見の交換」が「不当に損なわれるおそれ」があるものに該当し、不開示情報となるものである。

(ｳ) 当該不開示部分が公になった場合には、前記２(2)のとおり、国民一般に誤解を与えて、不当に国民の間に混乱をもたらすおそれがあり、また、当該会計検査に係る受検庁（厚生労働省）に不当に不利益を及ぼすおそれ（情報公開法第５条第５号）がある。

したがって、当該情報は、情報公開法第５条第５号が規定する「公にすることにより」、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」又は「特定の者に不当に」「不利益を及ぼすおそれ」があるものに該当し、不開示情報となるものである。

(ｴ) 当該不開示部分が公になった場合には、前記２(1)のとおり、受検庁において周到な検査対策を講じたり、所要の検査資料の収集を阻害したりすることなどが可能となり、受検庁に不当に利益を与えるおそれ（情報公開法第５条第５号）がある。

したがって、当該情報は、情報公開法第５条第５号が規定する「公にすることにより」、「特定の者に不当に利益を与え」る「おそれ」があるものに該当し、不開示情報となるものである。

(2) 本件不開示情報２の不開示情報該当性

４号対象文書は、特定の検査事項に係る厚生労働省が会計検査院に提

出した検査資料である。そして、４号対象文書に記録された本件不開示情報２には、会計検査院の具体的な検査事項、検査内容、未成熟な検査の結果等に関する情報等が記録されている。

ア　情報公開法第５条第６号（イ及び柱書き）該当性

上記のとおり、４号対象文書は、特定の検査事項に係る厚生労働省が会計検査院に提出した検査資料であることから、本件不開示情報２は、情報公開法第５条第６号イが規定する「国の機関」が行う「検査」に係る「事務」に関する情報に該当する。

そして、本件不開示情報２が公になった場合には、前記(1)アと同様のおそれがある。

したがって、当該情報は、情報公開法第５条第６号が規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「公にすることにより」、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（第６号イ）及び「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」（第６号柱書き）があるものに該当し、不開示情報となるものである。

イ　情報公開法第５条第５号該当性

前記のとおり、４号対象文書は、特定の検査事項に係る厚生労働省が会計検査院に提出した検査資料であり、本件不開示情報２は、同院が実施した検査内容、未成熟な検査結果等を具体的に読み取ることができるものとなっていることから、情報公開法第５条第５号が規定する「国の機関」の「内部又は相互間」における「審議、検討」に関する情報に該当し、このような情報が開示された場合には、前記(1)イ(ｱ)及び(ｲ)と同様のおそれがある。

したがって、当該情報は、情報公開法第５条第５号が規定する「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があるものに該当し、不開示情報となるものである。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、３号一部開示決定に係る審査請求書において、厚生労働省労働基準局長の文書も不開示なのは、厚生労働大臣として判断すべきではないかと主張する。

上記の審査請求人の主張は、３号一部開示決定のうち、文書２に係る移送手続に対して異議を申し立てているものと考えられるところ、「情

報公開事務処理の手引」（平成３０年１０月総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）によれば、事案の移送の具体手続については、「事案の移送手続について」（平成１２年１０月１７日情報公開法施行準備部会資料）によるものとされており、これによれば、移送の協議を行うべき場合とは、「開示請求に係る行政文書又は法人文書が他の行政機関又は独立行政法人等により作成されたものである場合」等のほか、「開示請求に係る行政文書又は法人文書に記録されている情報の重要な部分が他の行政機関又は独立行政法人等の事務・事業に係るものである場合」等とされている。

したがって、情報公開法第１２条第１項の規定に基づく事案の移送は、開示請求に係る行政文書等が他の行政機関等により作成されたものである場合等に限られるものではなく、開示請求を受けた行政機関等が作成した行政文書等に対する開示請求であっても、当該文書に記録されている情報の重要な部分が他の行政機関等の事務・事業に係るものである場合にも認められている。

そして、文書２には特定の検査事項に関する情報が記載された照会文書に対する受検庁の見解が記録されており、記録されている情報の重要な部分が会計検査院の事務に係るものであることから、３号一部開示決定に係る移送手続は適法なものである。

(4) 諮問庁の所見

以上のことから、３号一部開示決定及び４号不開示決定は適法であり、妥当なものであると考える。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、令和４年（情）諮問第３号及び令和４年（情）諮問第４号を併合し、調査審議を行った。

①　令和４年　７月２１日　諮問書の収受（諮問第３号及び第４号）
②　　同年　９月　２日　諮問第３号及び第４号の併合
③　令和５年　１月２６日　諮問庁から意見書を収受
④　　同年　３月１６日　諮問庁の職員（会計検査院第２局厚生労働検査第２課長ほか）からの口頭説明の聴取、本件対象文書の見分及び審議
⑤　　同年　３月２９日　審査請求人から意見書を収受
⑥　　同年　４月２１日　審議
⑦　　同年　６月３０日　審査請求人からの口頭意見陳述の聴取及び審議

⑧　　同年　９月２０日　審議

⑨　　同年１１月１６日　審議

⑩　令和６年　１月２５日　審議

第５　審査会の判断の理由

１　諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

本件諮問事件は、３号開示請求及び４号開示請求を受けた厚生労働大臣が、３号対象文書及び４号対象文書を特定した上で、処分庁に移送した事案に係るものである。

上記移送を受けて、処分庁は、３号対象文書については一部開示とする決定（３号一部開示決定）を行い、４号対象文書については不開示とする決定（４号不開示決定）を行った。そして、これらの処分に対する審査請求を受けて、諮問庁は、当審査会に対する諮問を行っている。

審査請求人は、３号一部開示決定及び４号不開示決定の取消しを求めているため、両決定を対象として、以下、その当否を検討することとする。

２　３号対象文書及び４号対象文書について

３号対象文書は、令和２年度決算検査報告に関して、会計検査院が厚生労働省との間で発遣又は受領した照会文書（文書１）及び回答文書の写し（文書２）であり、４号対象文書は、同院が実施した検査過程において同省が作成するなどし、同院に提出した検査資料である。

３　会計検査院の検査及び検査の結果等の取扱いなどについて

一般に、会計検査院の検査、検査の結果等の取扱い及びこれらに関する情報の取扱いなどについては、次のような事情が認められる。

(1) 会計検査院の検査

会計検査院が行う検査は、捜査機関による捜索・差押えとは異なり直接的、物理的な強制力の行使を伴うものではなく、同院では、検査過程において、受検庁に対して、具体的な検査の着眼点、検査内容等に基づき、口頭での説明を求めたり、意見交換を行ったりすることに加え、各種の検査資料の作成・提出を求めるなどして、事実関係の把握等を行っている。

そして、上記のような検査を実施した結果、会計経理上の疑義が生じた場合には、会計検査院が把握し、整理した事実関係、検査上生じた疑義、問題とされた事態及びその発生原因に関する所見等を記載した照会文書を受検庁に発遣し、照会文書に対する受検庁の回答を回答文書として受領するなどの過程を通じて、受検庁と継続的に討議を行っている。

これにより、会計検査院では、事実関係の正確な把握に努めるととも

に、当該事態の発生とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有する受検庁との間で事態の認識や評価の共有を図り、真の発生原因を究明し、実効性のある是正改善方策を追求することなどを図っている。

(2) 検査の結果等の取扱い

実施した検査の結果等の取扱いについて、会計検査院では、内閣から独立して国等の会計検査を担当する専門機関としての同院の指摘等が及ぼす影響の大きさなどに鑑み、同院内部に何段階にもわたる慎重な審理・判断の過程を設け、様々な観点から審議を行っている。そして、会計検査院では、これら各段階における審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを検査報告等に掲記し、正式な指摘事項等として公表することとしている。

(3) 検査過程及び審理・判断の過程における情報の不公表の取扱い

会計検査院では、上記(1)及び(2)のような検査過程及び検査の結果等に対する審理・判断の過程を設けている意義を十全なものとするよう、すなわち、十分な情報・資料の収集、受検庁との率直な意見交換・討議を確保し、また、外部からの不当な圧力・干渉等を排除し、中立的な立場から厳正かつ公正に検査及び審理・判断を行うことができるよう、これらの過程における情報は外部に公表しないという立場をとっている。

(4) 会計検査における受検庁からの信頼

会計検査院が検査を遂行する上において、同院と受検庁とは、検査を実施する者と検査を受ける者という立場での緊張関係に立つ一方で、国等の会計経理の適正を期し、かつ、是正を図るという会計検査の目的を果たすために、一定の信頼関係・協力関係が必要であると考えられる。

会計検査院と受検庁との間では、検査の結果等に関する情報は、あくまで検査の一過程におけるものであって、最終的な結論と異なることの少なくない未成熟なものであるという前提がある。

そして、前記(2)のように、各段階における慎重な審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを検査報告等に掲記し、正式な指摘事項等としているというのが会計検査院の取扱いであり、この最終的な意思決定に至るまでの間においては、問題とされた事態について、事実関係の認識及びこれに対する評価を共有するなどのため、同院と受検庁との間で十分な情報・資料に基づいて率直な意見交換及び様々な角度からの十分な討議を行い、それらも踏まえて慎重な審理・判断を行うことが必要と認められる。

このため、検査過程において、検査資料の作成・提出、照会文書と回

答文書の授受等を通じて行われる会計検査院と受検庁との間でのやり取りにおいては、十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等を確保することが必要となる。このようなことから、受検庁においては、特定の検査事項に関する検査資料や照会文書・回答文書の内容等は、そのまま外部に公表されるものではないという信頼の下で、会計検査院への資料の提出等を行っているものと認められる。

このような受検庁の会計検査院に対する信頼を前提とした、検査過程及び検査の結果等に関する審理・判断の過程における不公表の取扱いは、同院と受検庁との間での現在又は将来の検査過程における十分な情報・資料の提供及び収集と率直な意見交換等を確保する上で合理性を有すると認められる。

4　不開示情報該当性について

上記１から３までの事情を前提に、以下のとおり、３号対象文書に記載された本件不開示情報１及び４号対象文書に記載された本件不開示情報２について、これら不開示部分の不開示情報該当性を検討することとする。

(1)　３号対象文書について（本件不開示情報１関係）

ア　文書１及び文書２の内容・性質

会計検査院では前記３(1)で述べたように、照会文書を受検庁に発遣し、これに対する受検庁の回答を回答文書として受領することなどを通じて、受検庁と継続的に討議を行っている。

照会文書である文書１は、送付状の部分と照会の内容に係る部分から構成されており、送付状の部分には、文書番号、発遣年月日、宛先、差出人、表題、回答を求めるなどの旨を記述した文等が記載されている。これらのうち、照会の内容以外は既に３号一部開示決定において開示されている。

回答文書の写しである文書２は、送付状に係る部分と回答の内容に係る部分から構成されており、送付状に係る部分には、文書番号、回答年月日、宛先、差出人、表題、回答をする旨を記述した文等が記載されている。これらのうち、回答の内容以外は既に３号一部開示決定において開示されている。

イ　本件不開示情報１について

(ｱ) 照会の内容は、当該検査事項に係る具体的な検査の内容、検査の結果、所見等を示すものである。そして、照会文書は、前記３で述べた会計検査院の検査過程及び審理・判断の過程にあって、これに対する回答とともに同院と受検庁との間における継続的討議の中核

をなすものである。すなわち、これらの情報は、会計検査院内部及び同院と受検庁との間において、同院の最終的な結論を示したものではなく、正式な指摘事項等の素案ともいうべき未成熟なものとして取り扱われているものであると認められる。

よって、これらの情報が公になると、前記３(4)で述べた会計検査院における受検庁からの検査過程及び審理・判断の過程の不公表の取扱いに対する信頼が損なわれるおそれがあり、その場合には、今後の検査の実施に当たり、検査過程における同院と受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあると認められる。

(ｲ) 回答の内容は、照会文書に記載された検査の結果等に対する受検庁の見解等を示すものであり、照会文書とともに、会計検査院の検査過程及び審理・判断の過程における未成熟な情報として取り扱われているものであると認められる。

よって、これらの情報が公になると上記(ｱ)と同様の支障が生ずるおそれがあると認められる。

(ｳ) さらに、諮問庁は、上記(ｱ)及び(ｲ)のような支障は、当該検査に直接関係する特定の受検庁との関係においてのみならず、現在又は将来における他の受検庁一般との関係においても生じ得ると主張している。すなわち、会計検査院によって検査過程及び審理・判断の過程における未成熟な情報の内容が公にされたという事実をとらえ、検査過程及び審理・判断の過程の不公表の取扱いに対する制度的信頼が崩れたとし、これを理由ないし口実として他の受検庁から検査に対する十分な協力が得られなくなるおそれがあり、同院とこれら受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあるなどと主張している。

受検庁によっては、検査の結果等が検査報告等に掲記されて公表されることを極力回避しようとするなどの場合には、資料の提出に難色を示したり、周到な検査対策を施したりといった不適切な会計検査対応が行われることもあるという事情も考慮すると、このような諮問庁の主張も相応の理由があると考えられる。

(ｴ) 前記３(1)のように、会計検査院には、検査によって正確な事実を把握し、不適切な事態を単に摘発するのみならず、その真の発生原因を究明して、その是正改善を促すという積極的な機能が期待されている。このため、通常、事実関係等について最もよく知り得る

立場にあり、また、当該事態とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有している受検庁との間で十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等を行うことは、会計検査院の検査にとって必須のものと認められる。

したがって、上記(ｱ)、(ｲ)及び(ｳ)で述べたとおり、これらに支障が生じた場合には、会計検査院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効性のある是正改善方策を追求することなどに支障が生ずるおそれがあると認められる。

(2) ４号対象文書について（本件不開示情報２関係）

４号対象文書は、前記２のとおり、会計検査院が、厚生労働省に対する検査過程において同省から提出を受けるなどした検査資料である。

当審査会において４号対象文書を見分したところ、同文書の不開示とされている部分には、会計検査院が、厚生労働省に対して行った実地検査等における具体的な検査事項、それに対する同省の説明及び提出資料等に関する情報が記録されており、特定の検査事項に係る具体的な検査事項、検査内容等を端的に読み取ることができるものであると認められる。

受検庁は、前記３(3)に記述した会計検査院の検査過程等における情報の不公表の取扱いに信頼を置き、一般に公にしていない資料であっても同院の検査のために提出するほか、同院との間で率直な意見交換等を行っている。このため、４号対象文書に記録された検査過程におけるやり取りに関する情報を公にすることにより、上記のような検査過程における未成熟な情報の内容が明らかになった場合には、前記(1)イと同様の支障が生ずるおそれがあると認められる。

以上のことから、３号対象文書に記載された本件不開示情報１及び４号対象文書に記載された本件不開示情報２は、これらの情報を公にすることにより、情報公開法第５条第６号イに規定する検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められることから、同条第５号該当性等について判断するまでもなく、情報公開法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

５　審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、３号対象文書のうち文書２についての開示決定等は、厚生労働省大臣がすべきものであると主張している。

しかし、情報公開法第１２条第１項には、「行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が他の行政機関により作成されたものであるときその他他の行政機関の長において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる」と規定されており、正当な理由があるときとは、同項に例示された、開示請求に係る行政文書が他の行政機関により作成されたものである場合のほか、開示請求を受けた行政機関の長が保有している文書が他の行政機関の事務と重要な関連を有する情報に係るものであり、当該他の行政機関の長の方が開示の是非を適切に判断しうる場合等と解されている。

そして、文書２に記録された情報には、前記４(1)イ(ｲ)のとおり、会計検査院の事務と重要な関連を有する情報である、照会文書に記載された検査の結果等に対する受検庁の見解等が含まれている。

したがって、厚生労働大臣と会計検査院事務総長との協議の結果、移送の処理が行われたことについては、処分庁である同事務総長において開示決定等をすることにつき正当な理由があると認められ、審査請求人の主張は採用することができない。

その他、審査請求人は種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

6　本件一部開示決定等の妥当性について

以上のことから、３号対象文書の一部を不開示とした決定及び４号対象文書を不開示とした決定は、いずれも妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会
委員　杉　山　　治　樹
委員　堀　江　　正　之
委員　飯　島　　淳　子

諮問番号：令和４年（個）諮問第１号
事 件 名：特定日に会計検査院に提出された陳情書及び行政文書開示請求書に対する同院の処理過程が記録されている文書に記載された保有個人情報の不開示決定（不存在）に関する件
諮 問 日：令和　４年１０月１１日
答申番号：答申（個）第１０号
答 申 日：令和　６年　１月２６日

答申書

第１　審査会の結論

特定日に会計検査院に提出された陳情書及び行政文書開示請求書に対する同院の処理過程が記録されている文書に記載された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）について、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５８号。以下「個人情報保護法」という。）第１２条第１項の規定に基づく開示請求（以下「個人情報保護法に基づく開示請求」という。）に対し、処分庁である会計検査院事務総長が令和４年７月１１日付け４０普第１６０号により行った不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書等の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア　経緯

審査請求人は、防衛省の発刊・販売する「はじめての防衛白書」に係り、会計検査院に３年１２月１日付けでの「抗議・公開質問・いわゆる『陳情』」（以下「陳情書」という。）において、対応・回答を求めてきた。

その対応・回答がないので、４年２月２８日付けで【情報公開請求・個人情報開示請求】（以下「４年２月２８日付け開示請求」という。）をしたが、同年３月７日付けで「【保有個人情報開示請求】にあって

は会計検査院は対象になっていない」とする「補正の依頼」があったため、同年３月２８日付けで「補正」をし、会計検査院における会合等の経緯・意思形成過程等の資料・記録等、つまり個人情報保護法に基づく開示請求（以下「本件開示請求」という。）とした。

同年４月１日付けの「保有個人情報開示請求書について（依頼）」には「本院が保有する貴殿を本人とする保有個人情報の開示のお求めという理解でよろしいでしょうか」とあり、同年４月１１日付けでは「保有個人情報開示請求書を整えさせていただく」、「当該請求書に則り今後の手続を進めてよろしいか」とあった。同年５月１７日付けと同年６月１日付けでも「当該請求書に則り今後の手続を進めてよろしいか」とする問い合わせがあったが、「なぜここでの確認がいるのか」と訝しく思い放置したままだった。同年５月１７日付けの「御連絡票」によれば「開示請求に係る保有個人情報が、請求先の行政機関等の保有する保有個人情報に該当しない場合等には、行政機関等において開示請求者にその旨を教示するなど適切に対応する必要がある。」とし、「審査請求人を本人とする保有個人情報が記載された行政文書を探索したところ･･･該当がなかったことをご連絡いたします。」とあった。なぜ、当初から本件対象保有個人情報が記載された行政文書がないと分かりながら、個人情報保護法に基づく開示請求の手続をして収入印紙代等を請求するのか不可解・不条理・不法理であり、不審を抱かざるを得なかった。

本件開示請求に係り、同年７月１２日付けの「御連絡票」において「令和４年７月１１日付け保有個人情報の開示をしない決定について（通知）（４０普第１６０号)」があったが、理由として「開示請求に係る保有個人情報を取得しておらず、保有していないため」とするもので、「開示をしない」のではなく、請求に応じていないから「開示できない」のであり、「取得・保有していない」だけでなく「作成もしていないから開示できない」のではないかなど、「会計検査院長の責任の下での不作為である」として、不信・疑念が増幅し増長した。

イ　審査請求の趣旨、事由等

本件開示請求に対して、開示しないとする決定は不当・不正・不法そして不作為等であり無効であり、「開示請求に係る保有個人情報を取得しておらず、保有していない」とする理由は、民主主義制度の逸脱（予め取得・保有していないことが分かっているのに、なぜ補正を求める？）である。審査請求人が理解と納得できるように説明責任を

果たすべく審査請求する。

本件開示請求で対象とするのは、陳情書に係ることであり、会計検査院等による検査等を求めているが、これに対する記録・整理・保管・公開とする対応・回答がないので不作為である。

また、同年３月７日付けで「【保有個人情報開示請求】にあっては会計検査院は対象になっていない」とする解釈・判断にあっては、個人情報保護法違反であり、なぜそのような解釈・判断をしたかの説明責任を果たすべきである。

審査請求人は、陳情書をはじめとして、４年２月２８日付け開示請求をし、それらを受けての本件開示請求において、個人情報保護法の規定に沿っての記録・資料等の情報を求めてきている。会計検査院にあっては､審査請求人からの請求に応じていないなどの不作為である。会計検査院において、審査請求人の請求に対して、①利用目的を特定することなく、②個人情報を保有しても範囲内で利用目的を達成しようともせず､③利用目的が何か分からず合理的に判断することもなく、④個人情報を取得しても利用目的さえ明らかにしなくて、⑤個人情報の「補正」をしても正確性を確保することなく、⑥個人情報等の漏えいなどを防いでいるかどうかも知らせず、⑦公務員は守秘義務を負うなどの情報もなく、⑧目的外利用を制限することなく目的外として判断・利用をなし、⑨第三者への提供をしたか否かとする情報の提供もない。

(2) 意見書

本件開示請求に対して、無対応・無回答であることは、憲法をはじめ行政機関保有個人情報保護関係諸法令に違背し、不当・不正・不法であるとする裁決を求める。

審査請求人の本件開示請求に対して無対応・無回答とする「不作為」にあっては、憲法で保障する《知る権利》の侵害であり情報への《アクセス権・取得権》の妨害である。公務員であるにもかかわらず憲法尊重擁護義務と説明責任を果たさない違憲性・違反性・違法性を帯びる無責任行為であり職務怠慢・信用失墜行為であるとみる。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　開示決定等の経緯

(1) 本件開示請求の概要等

審査請求人は、本件開示請求として、処分庁に対し、令和４年３月２８日付けで開示請求書を送付して、「陳情書と、４年２月２８日付け開

示請求に対して、当該検査院の担当の皆さんによる会合等での経緯、つまり日時・参加者名・議事・意思形成・進行経過そして補正に及ぶ一連の過程における情報」が記録されている行政文書（以下「陳情書等に係る会計検査院の検討状況が分かる行政文書」という。）に対する開示請求を行った。

処分庁は、個人情報保護法第１３条第３項の規定により、審査請求人に対し同年４月１日付けで、本件対象保有個人情報は「陳情書と、４年２月２８日付け開示請求に対して、当該検査院の担当の皆さんによる会合等での経緯、つまり日時・参加者名・議事・意思形成・進行経過そして補正に及ぶ一連の過程における情報」に含まれる、会計検査院が保有する審査請求人を本人とする保有個人情報でよいかと確認するなど、本件開示請求の開示請求書の補正の求めを行った。これに対し、審査請求人は、同年４月６日付けで、「開示請求件名についてそのように理解されることを了承します」と文書により処分庁に回答した。

(2) 会計検査に関する情報提供の受付等

会計検査院には、一般の国民、法人等の外部から顕名又は匿名にて検査対象機関の会計経理等に関する情報、意見等が随時提供されており、同院では、これらの情報等について、その名称、内容、形式等を問わず、全て「外部情報」として取り扱うこととし、受付、関係課への供覧等を行っている。

また、一般の国民、法人等から、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号。以下「情報公開法」という。）に基づく開示請求に係る開示請求書の提出を受けた際は、法令等に基づく開示請求に該当するかどうかなどを確認の上、受付、開示決定等のための所要の手続等を行っている。

そして、これらの過程で個人情報を保有することとなった場合は、いずれも、情報提供者又は開示請求者が不利益を被ることのないよう、また、業務の遂行に支障が生ずることのないよう、その取扱いに留意することとしている。

なお、情報公開法に基づく開示請求は、個人情報保護法に基づく開示請求と異なり、開示請求者が本人に限定されないことから、個人情報保護法第７７条第２項に規定するような「開示請求に係る保有個人情報の本人であること･･･を示す書類」の提示等は求められておらず、会計検査院において、情報公開法に基づく開示請求を受ける場合、開示請求者（法人等の場合は代表者）に対し、本人であることを証する書類の提示

等は求めていない。

(3) 本件開示請求に係る処分

処分庁は、陳情書等に係る会計検査院の検討状況が分かる行政文書について、審査請求人に係る保有個人情報の特定を試みた。

個人情報保護法第２条第２項によると、個人情報とは、「生存する個人に関する情報であって、･･･当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等･･･により、特定の個人を識別することができるもの」とされているところ、審査請求人を識別することができる保有個人情報は特定できなかったことから、処分庁は、本件対象保有個人情報を取得しておらず、保有していないとして不開示決定を行った（令和４年７月１１日付け４０普第１６０号）。

(4) 審査請求の提起

審査請求人は、上記の不開示決定を不服とし、同年８月８日付けで審査請求を提起した。

２　本件処分の妥当性に関する諮問庁の所見

(1) 本件対象保有個人情報の特定は適正なものであること

前記１(1)のとおり、本件対象保有個人情報は、「陳情書と、４年２月２８日付け開示請求に対して、当該検査院の担当の皆さんによる会合等での経緯、つまり日時・参加者名・議事・意思形成・進行経過そして補正に及ぶ一連の過程における情報」に含まれる、会計検査院が保有する審査請求人を本人とする保有個人情報である。

そして、前記１(3)のとおり、審査請求人を識別することができる保有個人情報は特定できなかった。

(2) 諮問庁の所見

以上のとおり、本件不開示決定は適法であり、妥当なものであると考える。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和４年１０月１１日　諮問書の収受
②　令和５年　３月３１日　諮問庁から意見書を収受
③　同年　４月２１日　諮問庁の職員（事務総長官房法規課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議
④　同年　６月２７日　審査請求人から意見書を収受
⑤　同年　７月２１日　審議
⑥　同年　９月２０日　審議

⑦　　同年１１月１６日　審議

⑧　令和６年　１月２５日　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、本件開示請求の開示請求書等の記載によれば、「陳情書と、４年２月２８日付け開示請求に対して、当該検査院の担当の皆さんによる会合等での経緯、つまり日時・参加者名・議事・意思形成・進行経過そして補正に及ぶ一連の過程における情報」に含まれる、会計検査院が保有する審査請求人を本人とする保有個人情報であり、本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報を取得しておらず、保有していないことを理由に不開示決定を行っている。

これに対し、審査請求人は、本件開示請求に係る処分庁とのやり取りに対する不満を述べて、本件不開示決定の取消しを求めているため、以下、本件不開示決定の当否を検討することとする。

２　本件開示請求の経緯及び本件対象保有個人情報の不存在について

(1) 諮問庁は、本件開示請求の経緯及び本件対象保有個人情報を保有していないことについて、次のとおり説明している。

ア　審査請求書に記載されている４年２月２８日付け開示請求は、保有個人情報の開示請求者とはなり得ない特定の団体名義により送付されていたため、個人としての開示請求者が特定できず、また、その内容も具体的に誰のどのような保有個人情報の開示を求めているか不明であったことから、処分庁が当該特定の団体に対して確認を求めたところ、個人である審査請求人から４年３月２８日付けで、陳情書等に係る会計検査院の検討状況が分かる行政文書に対する保有個人情報の開示を求める旨が記載された文書が送付された。当該文書の内容をみると、４年２月２８日付け開示請求に係る会計検査院の検討状況が分かる情報も含めて開示を求めていたことから、処分庁は、４年２月２８日付け開示請求ではなく、上記の同年３月２８日付けの文書を本件開示請求の開示請求書として受け付けた。

また、処分庁は、本件開示請求を受け付けた後、相当の期間を定めて、本件開示請求は、「陳情書と、４年２月２８日付け開示請求に対して、当該検査院の担当の皆さんによる会合等での経緯、つまり日時・参加者名・議事・意思形成・進行経過そして補正に及ぶ一連の過程における情報」に含まれる、会計検査院が保有する審査請求人を本人とする保有個人情報の開示を求めているとの理解でよいか確認する補

正の求めを行い、審査請求人から「そのように理解されることを了承します」との文書による回答を確認した上で、本件開示請求について個人情報保護法に基づく開示決定等のための所要の手続等を行った。

イ　審査請求人が会計検査院に対し対応を求めたと主張する「陳情書」のように、一般の国民、法人等の外部から顕名又は匿名にて検査対象機関の会計経理等に関する情報、意見等が随時提供された場合、同院では、「外部情報取扱要領」（平成３０年２月６日事務総長制定）に基づき、これらの情報等について、その名称、内容、形式等を問わず、全て「外部情報」として取り扱うこととしている。外部情報については、受け付けた後、関係課への供覧等を行っている。また、情報公開法に基づく開示請求については、受け付けた後、補正等のために開示請求者とやり取りをした文書や会計検査院内における供覧文書等が作成されることとなっている。

ウ　審査請求人本人を識別することができる保有個人情報は、本件開示請求の開示請求書において初めて取得したものである。

エ　処分庁が確認した結果、本件開示請求時点において保有していた前記イの各文書に、審査請求人本人を識別することができる保有個人情報が記載されているものはなかった。

オ　処分庁は、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（令和４年２月個人情報保護委員会事務局）に沿って、審査請求人に対して、審査請求人を本人とする保有個人情報が記載された行政文書を探索したところ該当する行政文書は存在しなかったこと、及び本件開示請求を行った場合にはその旨を示した不開示決定を行うこととなることについて教示し、相当の期間を定めて、このような場合であっても本件開示請求を行うか確認を求める補正の求めを行い、審査請求人が本件開示請求を取り下げる意思が無いことを確認した上で、不開示決定を行った。

(2) 処分庁が本件不開示決定を行うまでに開示請求者とやり取りした内容を記録した文書について、諮問庁から提示を受け、当審査会において内容を確認するなどして調査した結果、その内容は上記(1)の諮問庁の説明と整合しており、諮問庁の説明に特段不自然な点は認められず、納得することができることから、処分庁は、本件対象保有個人情報を本件開示請求時点において保有していたとは認められない。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を

左右するものとは認められない。

4　本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、会計検査院において、本件対象保有個人情報が存在すると認める理由はないので、不存在を理由に不開示とした決定は妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員　杉　山　　治　樹

委員　堀　江　　正　之

委員　飯　島　　淳　子

Ⅲ　資　　料　　編

1　会計検査院における開示請求等の受付、開示決定等の状況

表１　開示請求等の受付等の件数

〈情報公開関係〉　　（単位：件）

年度	開示請求	移送受	計
平成１３年度	２１５	7	２２２
平成１４年度	５５	6	６１
平成１５年度	５３	5	５８
平成１６年度	１０８	6	１１４
平成１７年度	６７	9	７６
平成１８年度	７１	１２	８３
平成１９年度	２６	１７	４３
平成２０年度	４６	１０	５６
平成２１年度	２７	１０	３７
平成２２年度	１６	4	２０
平成２３年度	４０	2	４２
平成２４年度	５５	2	５７
平成２５年度	８０	2	８２
平成２６年度	２９	8	３７
平成２７年度	４８	2	５０
平成２８年度	３０	7	３７
平成２９年度	１１１	１６	１２７
平成３０年度	３１	2	３３
令和元年度	４１	5	４６
令和２年度	７２	7	７９
令和３年度	８５	7	９２
令和４年度	４５	3	４８
令和５年度	**３１**	**5**	**３６**

（注）１　開示請求手数料300円（オンライン請求の場合は200円）が納付された１事案を１件とする。
　　２　手数料が納付されなかった開示請求について、開示請求を受け付けた後に取下げが行われた事案及び請求者が補正の求めに応じず、形式上の不備を理由に不開示決定を行った事案はいずれも開示請求書１通につき１件として取り扱う。

〈個人情報保護関係〉　　（単位：件）

年度	開示請求	移送受	計
平成１７年度	0	0	0
平成１８年度	0	0	0
平成１９年度	３２	0	３２
平成２０年度	2	0	2
平成２１年度	4	0	4
平成２２年度	１７	0	１７
平成２３年度	2	0	2
平成２４年度	1	0	1
平成２５年度	7	0	7
平成２６年度	0	0	0
平成２７年度	0	0	0
平成２８年度	0	0	0
平成２９年度	0	0	0
平成３０年度	0	0	0
令和元年度	0	0	0
令和２年度	2	0	2
令和３年度	2	0	2
令和４年度	2	0	2
令和５年度	**5**	**0**	**5**

（注）1　開示請求手数料300円（オンライン請求の場合は200円）が納付された１事案を１件とする。
2　手数料が納付されなかった開示請求について、請求者が補正の求めに応じず、形式上の不備を理由に不開示決定を行った事案は、開示請求書１通につき１件として取り扱う。
3　訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

表２　開示請求等の処理状況

〈情報公開関係〉　　（単位：件）

年度	要処理件数	処理済	移送	取下げ	次年度持ち越し
平成１３年度	２２２	１７５	４０	7	0
平成１４年度	６１	５６	2	0	3
平成１５年度	６１	５２	8	0	1
平成１６年度	１１５	８５	２３	0	7
平成１７年度	８３	７５	4	3	1
平成１８年度	８４	６９	1	0	１４
平成１９年度	５７	３９	4	0	１４
平成２０年度	７０	６２	7	0	1
平成２１年度	３８	２８	2	0	8
平成２２年度	２８	２５	2	0	1
平成２３年度	４３	４２	1	0	0
平成２４年度	５７	３０	0	1	２６
平成２５年度	１０８	１０４	2	0	2
平成２６年度	３９	３４	0	5	0
平成２７年度	５０	４６	0	4	0
平成２８年度	３７	9	4	２３	1
平成２９年度	１２８	１０９	１２	4	3
平成３０年度	３６	２７	2	7	0
令和元年度	４６	３８	0	8	0
令和２年度	７９	６４	2	6	7
令和３年度	９９	７０	4	１１	１４
令和４年度	６２	５２	4	5	1
令和５年度	**３７**	**１９**	**６**	**３**	**９**

（注）１　開示請求手数料300円（オンライン請求の場合は200円）が納付された１事案を１件とする。
２　手数料が納付されなかった開示請求について、開示請求を受け付けた後に取下げが行われた事案及び請求者が補正の求めに応じず、形式上の不備を理由に不開示決定を行った事案は、いずれも開示請求書１通につき１件として取り扱う。
３　要処理件数及び処理済件数には、前年度からの持ち越し分を含む。

〈個人情報保護関係〉　　（単位：件）

年度	要処理件数	処理済	移送	取下げ	次年度持ち越し
平成１７年度	0	0	0	0	0
平成１８年度	0	0	0	0	0
平成１９年度	３２	２４	0	0	8
平成２０年度	１０	１０	0	0	0
平成２１年度	4	0	0	0	4
平成２２年度	２１	２１	0	0	0
平成２３年度	2	2	0	0	0
平成２４年度	1	1	0	0	0
平成２５年度	7	3	0	0	4
平成２６年度	4	4	0	0	0
平成２７年度	0	0	0	0	0
平成２８年度	0	0	0	0	0
平成２９年度	0	0	0	0	0
平成３０年度	0	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0	0
令和２年度	2	2	0	0	0
令和３年度	2	0	0	1	1
令和４年度	3	2	0	1	0
令和５年度	**5**	**1**	**0**	**1**	**3**

（注）1　開示請求手数料300円（オンライン請求の場合は200円）が納付された１事案を１件とする。
2　手数料が納付されなかった開示請求について、請求者が補正の求めに応じず、形式上の不備を理由に不開示決定を行った事案は、開示請求書１通につき１件として取り扱う。
3　要処理件数及び処理済件数には、前年度からの持ち越し分を含む。
4　訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

表３　開示決定等の件数（決定内容区分別）

〈情報公開関係〉　　（単位：件）

年度	開示決定		不開示決定	計	部分開示決定及び不開示決定の不開示理由			
	開示	部分開示			不開示情報	不存在	存否応答拒否	形式上の不備
平成１３年度	7	１１３	２４	１４４	１１８	２１	0	0
平成１４年度	１３	２７	4	４４	３１	0	0	0
平成１５年度	9	２６	１０	４５	３３	3	3	0
平成１６年度	3	３５	１０	４８	３６	7	2	0
平成１７年度	6	３０	5	４１	３５	0	0	0
平成１８年度	5	４０	6	５１	４５	1	0	0
平成１９年度	2	１２	１４	２８	２４	0	0	2
平成２０年度	4	１８	２６	４８	２７	6	3	8
平成２１年度	4	9	6	１９	１０	4	0	1
平成２２年度	2	１６	7	２５	１８	0	0	5
平成２３年度	0	１５	7	２２	１７	2	1	2
平成２４年度	7	２１	3	３１	２１	3	0	0
平成２５年度	１４	２８	6	４８	３１	2	1	0
平成２６年度	6	9	9	２４	１６	1	2	0
平成２７年度	8	１７	1	２６	１７	1	0	0
平成２８年度	3	3	3	9	5	0	0	1
平成２９年度	6	２８	１６	５０	３４	8	2	0
平成３０年度	3	9	１２	２４	１３	5	3	0
令和元年度	5	１２	１０	２７	１５	5	3	0
令和２年度	4	１６	１５	３５	２４	6	2	0
令和３年度	6	１７	２１	４４	２１	１２	4	1
令和４年度	3	１０	9	２２	１２	4	2	1
令和５年度	**0**	**4**	**１３**	**１７**	**8**	**5**	**4**	**0**

（注）１　開示（不開示）決定通知書１通につき１件とする。そのため、表２の「処理済」欄の件数と本表の開示決定等の計の件数は一致しない。

２　令和４年度以降は、行政機関情報公開法第１１条に基づく期限の特例規定を適用した場合に、６０日以内に行った「相当の部分」に係る開示決定等は含まない。

３　部分開示決定及び不開示決定には複数の不開示理由に該当するものがあるため、不開示理由の合計は、部分開示決定及び不開示決定の件数の合計とは一致しない場合がある。

〈個人情報保護関係〉　　（単位：件）

年度	開示決定		不開示決定	計	部分開示決定及び不開示決定の不開示理由			
	開示	部分開示			不開示情報	不存在	存否応答拒否	形式上の不備
平成１７年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成１８年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成１９年度	0	0	4	4	0	0	0	4
平成２０年度	0	0	3	3	0	0	0	3
平成２１年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成２２年度	6	4	1	１１	4	1	0	0
平成２３年度	0	0	2	2	0	0	1	1
平成２４年度	0	0	1	1	0	1	0	0
平成２５年度	1	0	0	1	0	0	0	0
平成２６年度	0	1	0	1	1	0	0	0
平成２７年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成２８年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成２９年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成３０年度	0	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0	0	0	0	0
令和２年度	0	0	2	2	0	0	0	2
令和３年度	0	0	0	0	0	0	0	0
令和４年度	0	0	2	2	0	1	0	1
令和５年度	**0**	**0**	**1**	**1**	**0**	**1**	**1**	**0**

（注）１　開示（不開示）決定通知書１通につき１件とする。そのため、表２の「処理済」欄の件数と本表の開示決定等の計の件数は一致しない。
２　訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

表４　開示決定等の件数（処理期間区分別）

〈情報公開関係〉　　（単位：件）

年度	30日以内に処理	延長(30日)	期限の特例の適用	計
平成１３年度	１１８	２６	0	１４４
平成１４年度	３２	１１	1	４４
平成１５年度	３９	4	2	４５
平成１６年度	３３	7	8	４８
平成１７年度	３１	1	9	４１
平成１８年度	２４	１１	１６	５１
平成１９年度	１２	3	１３	２８
平成２０年度	３４	１０	4	４８
平成２１年度	１５	1	3	１９
平成２２年度	１３	6	6	２５
平成２３年度	１６	5	1	２２
平成２４年度	１４	4	１３	３１
平成２５年度	8	２０	２０	４８
平成２６年度	１６	6	2	２４
平成２７年度	２４	2	0	２６
平成２８年度	7	1	1	9
平成２９年度	２２	5	２３	５０
平成３０年度	１４	4	6	２４
令和元年度	１８	4	5	２７
令和２年度	２９	4	2	３５
令和３年度	２６	１１	7	４４
令和４年度	１４	4	4	２２
令和５年度	**１２**	**2**	**3**	**１７**

(注)１　開示（不開示）決定通知書１通につき１件とする。そのため、表２の「処理済」欄の件数と本表の開示決定等の計の件数は一致しない。

２　「延長（３０日）」欄は、行政機関情報公開法第１０条第２項に基づく延長を行った上で、開示決定等を行った件数である。ただし、平成２２年度６件のうち１件は、延長手続を採らなかった事案に係るもので、３０日以内に開示決定等がなされなかったものである。

３　「期限の特例の適用」欄は、行政機関情報公開法第１１条に基づく期限の特例規定を適用した上で、開示決定等を行った件数である。ただし、令和４年度以降は、当該規定を適用した場合に６０日以内に行った「相当の部分」に係る開示決定等は含まない。

〈個人情報保護関係〉　　（単位：件）

年度	30日以内に処理	延長(30日)	期限の特例の適用	計
平成１７年度	0	0	0	0
平成１８年度	0	0	0	0
平成１９年度	4	0	0	4
平成２０年度	3	0	0	3
平成２１年度	0	0	0	0
平成２２年度	１１	0	0	１１
平成２３年度	2	0	0	2
平成２４年度	1	0	0	1
平成２５年度	1	0	0	1
平成２６年度	1	0	0	1
平成２７年度	0	0	0	0
平成２８年度	0	0	0	0
平成２９年度	0	0	0	0
平成３０年度	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0
令和２年度	2	0	0	2
令和３年度	0	0	0	0
令和４年度	2	0	0	2
令和５年度	**1**	**0**	**0**	**1**

（注）1　開示（不開示）決定通知書１通につき１件とする。そのため、表２の「処理済」欄の件数と本表の開示決定等の計の件数は一致しない。
2　「延長（３０日）」欄は、令和３年度までは行政機関個人情報保護法第１９条第２項、令和４年度以降は個人情報保護法第８３条第２項に基づく延長を行った上で、開示決定等を行った件数である。
3　「期限の特例の適用」欄は、令和３年度までは行政機関個人情報保護法第２０条、令和４年度以降は個人情報保護法第８４条に基づく期限の特例規定を適用した上で、開示決定等を行った件数である。
4　訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

２　審査請求、裁決及び訴訟の状況

表５　審査請求の状況

〈情報公開関係〉　　（単位：件）

年度	審査請求件数	処理状況					
		却下	棄却	一部認容	認容	取下げ	未済
平成１３年度	１０	0	1	0	0	0	9
平成１４年度	１６	0	0	5	0	0	１１
平成１５年度	２４	0	3	1	0	0	２０
平成１６年度	２０	0	6	4	0	0	１０
平成１７年度	１４	4	4	2	0	0	4
平成１８年度	１０	0	3	3	0	0	4
平成１９年度	１０	0	1	0	0	0	9
平成２０年度	１５	0	8	0	0	0	7
平成２１年度	8	0	4	4	0	0	0
平成２２年度	4	0	1	0	0	3	0
平成２３年度	4	0	1	0	0	0	3
平成２４年度	7	0	0	2	0	0	5
平成２５年度	7	0	0	1	0	0	6
平成２６年度	１０	1	2	3	0	0	4
平成２７年度	4	0	3	1	0	0	0
平成２８年度	0	0	0	0	0	0	0
平成２９年度	0	0	0	0	0	0	0
平成３０年度	3	0	0	0	0	1	2
令和元年度	4	0	0	1	0	0	3
令和２年度	4	0	0	1	0	0	3
令和３年度	4	0	3	0	0	0	1
令和４年度	6	0	0	0	0	0	6
令和５年度	**１０**	**1**	**4**	**1**	**0**	**0**	**4**

(注)１　審査請求件数には、前年度からの持ち越し件数を含む。
　　２　処理が未済となっているのは、各年度末時点において、処理方針・諮問の要否等の検討中、諮問の準備中、審査会に諮問中、裁決の準備中等のものである。

〈個人情報保護関係〉　　（単位：件）

年度	審査請求件数	処理状況					
		却下	棄却	一部認容	認容	取下げ	未済
平成１７年度	0	0	0	0	0	0	0
平成１８年度	0	0	0	0	0	0	0
平成１９年度	4	0	0	0	0	0	4
平成２０年度	１０	4	6	0	0	0	0
平成２１年度	0	0	0	0	0	0	0
平成２２年度	0	0	0	0	0	0	0
平成２３年度	2	0	1	0	0	0	1
平成２４年度	1	0	1	0	0	0	0
平成２５年度	0	0	0	0	0	0	0
平成２６年度	0	0	0	0	0	0	0
平成２７年度	0	0	0	0	0	0	0
平成２８年度	0	0	0	0	0	0	0
平成２９年度	0	0	0	0	0	0	0
平成３０年度	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0	0	0	0
令和２年度	2	0	0	0	0	1	1
令和３年度	1	0	1	0	0	0	0
令和４年度	1	0	0	0	0	0	1
令和５年度	**2**	**0**	**1**	**0**	**0**	**0**	**1**

（注）1　審査請求件数には、前年度からの持ち越し件数を含む。
2　処理が未済となっているのは、各年度末時点において、審査会に諮問中又は裁決の準備中のものである。
3　訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

表６　審査会における処理状況

〈情報公開関係〉　　（単位：件）

年度	諮問件数	答申件数	答申区分			取下げ件　数	各年度末現在の処理中の件数
			諮問庁の判断は妥当でない	諮問庁の判断は一部妥当でない	諮問庁の判断は妥当		
平成１３年度	１０	1	0	0	1	0	9
平成１４年度	１６	6	0	5	1	0	１０
平成１５年度	１９	１１	0	5	6	0	8
平成１６年度	8	4	0	0	4	0	4
平成１７年度	8	4	0	2	2	0	4
平成１８年度	１０	6	0	3	3	0	4
平成１９年度	１０	3	0	0	3	0	7
平成２０年度	１３	6	0	0	6	0	7
平成２１年度	8	8	0	4	4	0	0
平成２２年度	4	4	0	0	4	0	0
平成２３年度	3	1	0	0	1	0	2
平成２４年度	7	3	0	3	0	0	4
平成２５年度	6	0	0	0	0	0	6
平成２６年度	9	5	0	3	2	0	4
平成２７年度	4	4	0	1	3	0	0
平成２８年度	0	0	0	0	0	0	0
平成２９年度	0	0	0	0	0	0	0
平成３０年度	2	0	0	0	0	0	2
令和元年度	4	1	0	1	0	0	3
令和２年度	4	1	0	1	0	0	3
令和３年度	4	3	0	0	3	0	1
令和４年度	6	0	0	0	0	0	6
令和５年度	**7**	**5**	**0**	**1**	**4**	**0**	**2**

（注）　諮問件数には、前年度末現在の処理中の件数を含む。

〈個人情報保護関係〉　　（単位：件）

年度	諮問件数	答申件数	答申区分			取下げ件　数	各年度末現在の処理中の件数
			諮問庁の判断は妥当でない	諮問庁の判断は一部妥当でない	諮問庁の判断は妥当		
平成１７年度	0	0	0	0	0	0	0
平成１８年度	0	0	0	0	0	0	0
平成１９年度	4	2	0	0	2	0	2
平成２０年度	4	4	0	0	4	0	0
平成２１年度	0	0	0	0	0	0	0
平成２２年度	0	0	0	0	0	0	0
平成２３年度	2	1	0	0	1	0	1
平成２４年度	1	1	0	0	1	0	0
平成２５年度	0	0	0	0	0	0	0
平成２６年度	0	0	0	0	0	0	0
平成２７年度	0	0	0	0	0	0	0
平成２８年度	0	0	0	0	0	0	0
平成２９年度	0	0	0	0	0	0	0
平成３０年度	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0	0	0	0
令和２年度	1	0	0	0	0	0	1
令和３年度	1	1	0	0	1	0	0
令和４年度	1	0	0	0	0	0	1
令和５年度	**2**	**1**	**0**	**0**	**1**	**0**	**1**

（注）1　諮問件数には、前年度末現在の処理中の件数を含む。
　　2　訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

表７　審査請求に対する裁決の状況

〈情報公開関係〉　　（単位：件）

年度	裁決の件数	審査会に諮問しないで裁決を行ったもの			審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの				
			認容	却下		棄却	認容	一部認容	うち答申と異なる裁決を行ったもの
平成１３年度	1	0	0	0	1	1	0	0	0
平成１４年度	5	0	0	0	5	0	0	5	0
平成１５年度	4	0	0	0	4	3	0	1	0
平成１６年度	１０	0	0	0	１０	6	0	4	0
平成１７年度	１０	4	0	4	6	4	0	2	0
平成１８年度	6	0	0	0	6	3	0	3	0
平成１９年度	1	0	0	0	1	1	0	0	0
平成２０年度	8	0	0	0	8	8	0	0	0
平成２１年度	8	0	0	0	8	4	0	4	0
平成２２年度	1	0	0	0	1	1	0	0	0
平成２３年度	1	0	0	0	1	1	0	0	0
平成２４年度	2	0	0	0	2	0	0	2	0
平成２５年度	1	0	0	0	1	0	0	1	0
平成２６年度	6	1	0	1	5	2	0	3	0
平成２７年度	4	0	0	0	4	3	0	1	0
平成２８年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成２９年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成３０年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度	1	0	0	0	1	0	0	1	0
令和２年度	1	0	0	0	1	0	0	1	0
令和３年度	3	0	0	0	3	3	0	0	0
令和４年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和５年度	**6**	**1**	**0**	**1**	**5**	**4**	**0**	**1**	**0**

（注）答申された年度の翌年度に裁決が行われているもの、裁決の準備中のもの又は答申後に審査請求が取り下げられたものがあるため、表６の「答申件数」欄と本表の「審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの」欄の件数は一致しない。

〈個人情報保護関係〉　　（単位：件）

年度	裁決の件数	審査会に諮問しないで裁決を行ったもの			審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの				
			認容	却下		棄却	認容	一部認容	うち答申と異なる裁決を行ったもの
平成１７年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成１８年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成１９年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成２０年度	１０	4	0	4	6	6	0	0	0
平成２１年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成２２年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成２３年度	1	0	0	0	1	1	0	0	0
平成２４年度	1	0	0	0	1	1	0	0	0
平成２５年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成２６年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成２７年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成２８年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成２９年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成３０年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和２年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和３年度	1	0	0	0	1	1	0	0	0
令和４年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和５年度	**1**	**0**	**0**	**0**	**1**	**1**	**0**	**0**	**0**

(注) 1　答申された年度の翌年度に裁決が行われているもの又は裁決の準備中のものがあるため、表６の「答申件数」欄と本表の「審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの」欄の件数は一致しない。
2　訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

○　訴訟の状況

情報公開、個人情報保護関係とも該当なし

3　委員の推移

第８期審査会委員（令和４年４月１日～令和７年３月３１日）

会　長	杉　山　治　樹	公証人
会長代理	堀　江　正　之	日本大学商学部教授
委　員	飯　島　淳　子	東北大学大学院法学研究科教授

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：令和４年４月１１日

第７期審査会委員（平成３１年４月１日～令和４年３月３１日）

会　長	吉　田　広　司	公証人
会長代理	堀　江　正　之	日本大学商学部教授
委　員	飯　島　淳　子	東北大学大学院法学研究科教授

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：平成３１年４月１１日

第６期審査会委員（平成２８年４月１日～３１年３月３１日）

会　長	吉　田　広　司	公証人
会長代理	山　岸　敬　子	明治大学法科大学院教授
委　員	石　津　寿　惠	明治大学経営学部教授

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：平成２８年４月２５日

第５期審査会委員（平成２５年４月１日～２８年３月３１日）

会　長	山　舗　弥一郎	公証人
会長代理	山　岸　敬　子	明治大学法科大学院教授
委　員	大　塚　成　男	千葉大学大学院人文社会科学研究科長・教授

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：平成２５年４月２３日

第４期審査会委員（平成２２年４月１日～２５年３月３１日）

会　長	小木曽　国　隆	公証人
会長代理	早　坂　禧　子	桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授
委　員	大　塚　成　男	千葉大学法経学部教授

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：平成２２年４月２１日

第３期審査会委員（平成１９年４月１日～２２年３月３１日）

会　長	小木曽　国　隆	公証人
会長代理	河　野　正　男	中央大学経済学部教授
委　員	早　坂　禧　子	桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：平成１９年４月２３日

第２期審査会委員（平成１６年４月１日～１９年３月３１日）

会　長	碓　井　光　明	東京大学大学院法学政治学研究科教授
会長代理	河　野　正　男	中央大学経済学部教授
委　員	早　坂　禧　子	桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：平成１６年４月１２日

第１期審査会委員（平成１３年４月１日～１６年３月３１日）

会　長	碓　井　光　明	東京大学大学院法学政治学研究科教授
会長代理	隅　田　一　豊	横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授
委　員	五　代　利矢子	評論家

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：平成１３年４月１３日

（注）　各委員の本務は、任命時のものである。

編集・発行　会計検査院情報公開・個人情報保護審査会事務室

〒100-8941　東京都千代田区霞が関３丁目２番２号
電話　03-3581-3251　（代表）